

# 安堵町こども計画



令和7年12月

安堵町

## はじめに

近年、我が国を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の急速な進行や人口減少社会の到来に加え、情報化の進展や価値観の多様化等、大きな転換期を迎えています。このような変化の激しい時代のなかで、次代を担う子どもや若者たちが健やかに育ち、自らの可能性を最大限に発揮できる社会の実現が重要となっています。

こうしたなか、令和5年4月に「子ども家庭庁」が発足し、子ども全般に関する施策の強化や居場所づくり支援、子ども・若者の権利の尊重及び意見聴取と政策への反映等が積極的に進められてきました。また、本年、奈良県としては憲政史上初となる高市早苗内閣総理大臣が誕生しました。このことは、県民にとっても大きな喜びであるとともに、この大和の地から新たな時代を切り拓いていく強い息吹を感じるものです。本町におきましても、子どもや若者たちが郷土への誇りを胸に羽ばたき、活躍していけるような支援がますます重要となっています。

本町においては、これまでも子育て支援や教育環境の充実に努めてまいりましたが、不登校やいじめ、ヤングケアラー、貧困等、子どもや若者を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、切れ目ない包括的な対応が求められています。子どもたちや子育て支援に関するこれらの包括的な対応は、まちづくりの柱であり、最優先の課題です。本計画は『子ども基本法』の精神を体現する「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもや若者の視点に立ち、その権利を尊重しながら、乳幼児期から青年期に至るまでの切れ目ない支援を体系化しました。

いつの時代でも、明日を担う子どもや若者が夢や希望を持ち、心豊かで健やかに育つことは、社会全体の願いです。本計画を着実に実行していくためには、町民の皆様をはじめ関係機関・団体の皆様のご理解とご協力が不可欠です。町といたしましても、本計画を子ども・若者施策の指針として掲げ、子ども・若者が幸せに暮らせるまちを目指し、取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、さまざまなご意見をいただきました「安堵町子ども・子育て会議」の皆様並びに調査にご協力いただきました住民及び関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年12月

安堵町長 西本 安博

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の対象 .....	4
5 計画の策定体制 .....	4
第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題 .....	5
1 統計からみる状況 .....	5
2 アンケート・ヒアリング調査結果からみる状況 .....	15
3 現状からみえる本町の課題 .....	25
第3章 計画の基本的な考え方 .....	29
1 基本理念 .....	29
2 基本目標 .....	29
3 施策体系 .....	30
第4章 施策の展開 .....	32
基本目標1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり .....	32
基本目標2 こども・若者の夢を支えるまちづくり .....	36
基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり .....	38
数値目標 .....	42
第5章 計画の推進にあたって .....	43
1 計画の推進体制 .....	43
2 計画の進行管理 .....	43
資料編 .....	44
1 用語解説 .....	44
2 安堵町子ども・子育て会議設置要綱 .....	47
3 安堵町子ども・子育て会議委員名簿 .....	48
4 策定経過 .....	49

本計画においては、国の法律や各種事業等の固有名詞に用いられるものや本町の過去の計画名は「子ども」、それ以外は「こども」と表記しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化対策として様々な子育て支援に関する取り組みが展開されてきました。平成27年4月から『子ども・子育て関連3法<sup>※1</sup>』に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始され、この制度に基づく計画として、各自治体において質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実等を目的とする「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」等、少子化対策及び子育て支援制度の整備が進められてきました。

しかし、全国的に少子化は予測をはるかに上回るスピードで進んでおり、さらにこどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもり等の若者の自立をめぐる問題やこどもの貧困<sup>※2</sup>、こども・若者の自殺増加等の新たな課題が顕在化しています。特に不登校児童・生徒数は年々増加しており、令和6年度には35万人超と過去最多となりました。また、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描きにくくなっていることや、子育てに対する不安感や子育て当事者の孤立感の高まり等もみられています。

こうした中、すべてのこども・若者が、ひとしくその権利の擁護が図られ、幸せな状態（ウェルビーイング(Well-being)<sup>※3</sup>）で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年4月に『こども基本法<sup>※4</sup>』が施行されました。また、同年12月には、「こども大綱」が閣議決定されたほか、切れ目ない子育て支援の充実と、<sup>ともぼたう</sup>共働き・<sup>ともそだ</sup>共育ての推進を社会全体で図る「こども未来戦略」が閣議決定されました。

---

※1 平成24年8月に成立した『子ども・子育て支援法』、『認定こども園法の一部改正法』、『子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』のことで、子ども・子育て支援制度の根拠法。

※2 生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもの状態。

※3 身体的・精神的・社会的によい状態、幸福で満たされた状態のこと。

※4 令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行された。すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこども等の意見の反映等について定めている。

『こども基本法』においては、『子ども・若者育成支援推進法』や『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』に基づく計画を一体的に策定することができるとされており、こども・若者に対する総合的な支援の推進が求められています。『子ども・若者育成支援推進法』はこどもや若者の健やかな育成を目的としており、この法律に基づく計画ではひきこもりや不登校、ヤングケアラー\*を含む困難を抱えるこどもや若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援について定めるものとされています。また、『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』はこどもの貧困の解消を目的としており、この法律に基づく計画ではこどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないような支援について定めるものとされています。

奈良県においては、令和2年3月に「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」が策定され、子育て支援に係る取り組みが進められてきました。令和6年10月には国の「こども大綱」を勘案した「奈良県こどもまんなか未来戦略」が策定され、「こどもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくむこと」を目指し、こども政策の総合的な推進が行われています。

安堵町（以下、「本町」という。）においては、令和7年度を初年度とする「第3期安堵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが 健やかに生まれ育つ 安堵するまち」を基本理念として、施策の推進に取り組んできました。

このたび、これら国の「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こども・若者を中心に据え、支援するための総合的な計画として、「誕生前～乳幼児期」「学童期・思春期」「青年期・ポスト青年期」の幅広い年齢層を対象とした「安堵町こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。

#### ■ ■ ■ コラム ■ ■ ■

##### ウェルビーイング(Well-being)について

ウェルビーイングを構成する5つの要素として、マーティン・セリグマン博士が提唱した「PERMA（パーマ）モデル」があります。

- Ⓟ (Positive emotion) : ポジティブな感情
- ⓔ (Engagement) : 没頭
- Ⓡ (Relationship) : 人間関係
- Ⓜ (Meaning) : 意味・意義
- ⓐ (Accomplishment) : 達成・成長

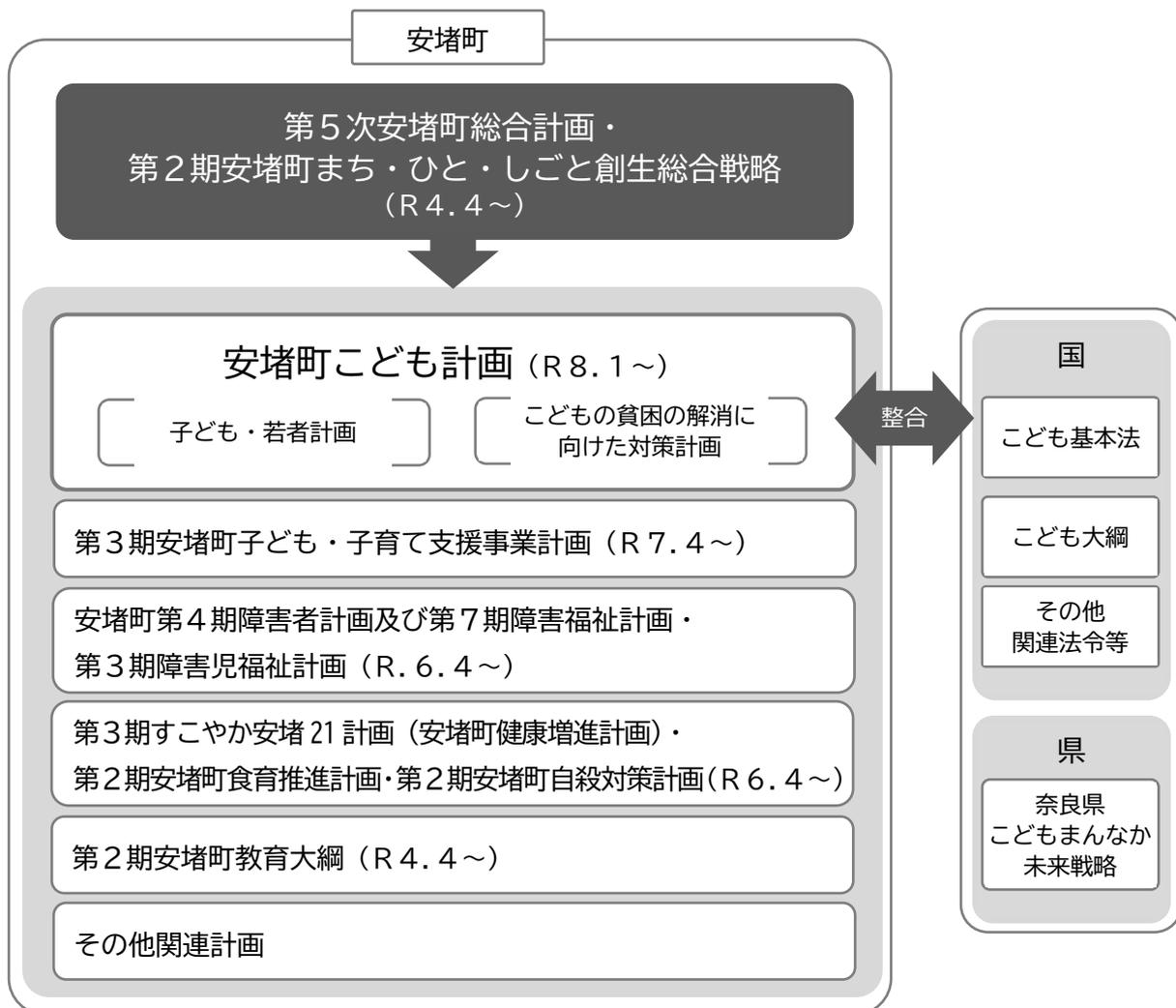
\* 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のこと。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、『こども基本法』第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を含めた一体的な計画として策定します。また、本計画は、町の最上位計画である「安堵町総合計画・安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その他各関連計画等との整合を図りながら、施策を展開します。

### ◆『こども基本法』抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



### 3 計画の期間

本計画は、令和8年1月から令和12年3月までの4年3か月を計画期間とし、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとし、ます。

### 4 計画の対象

本計画では、こども・若者やその保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。

本計画において「こども」とは、『こども基本法』における「心身の発達の過程にある者」とします。また、「若者」については、その対象を思春期から青年期（青年期は概ね18歳から30歳未満まで）としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、各種アンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、各分野の関係者等で構成される「子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行いました。

また、計画素案について町民の方々から広く意見を募るパブリックコメントを実施し、10件（大人：6件、小・中学生：4件）のご意見をいただきました。



## 第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

※各項目の比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

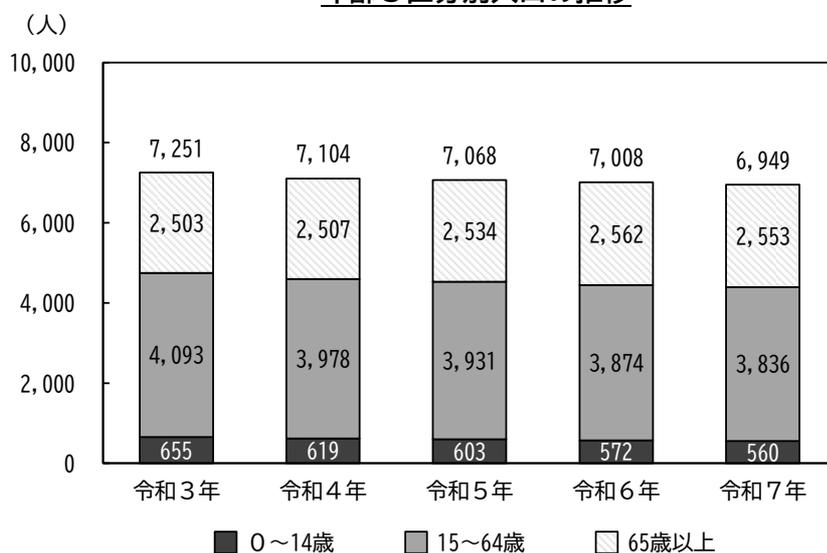
### 1 統計からみる状況

#### (1) 人口・世帯の状況

総人口の推移をみると、減少傾向となっています。

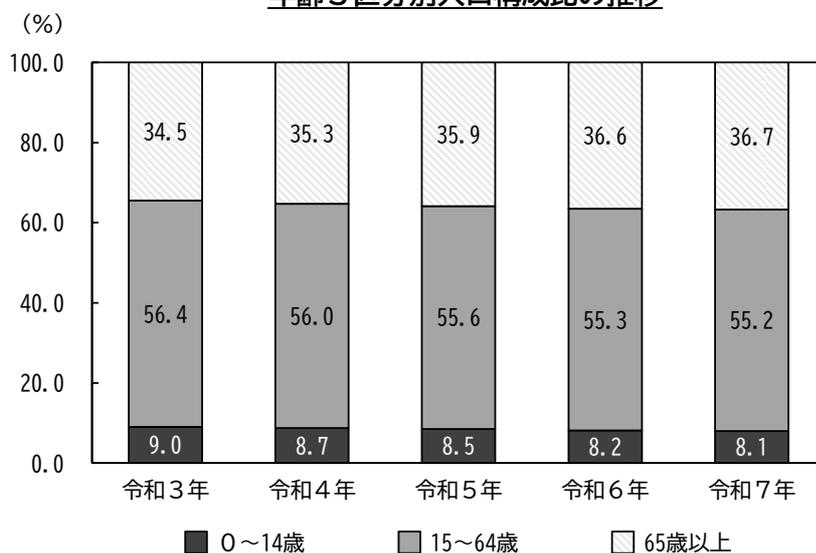
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少しており、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

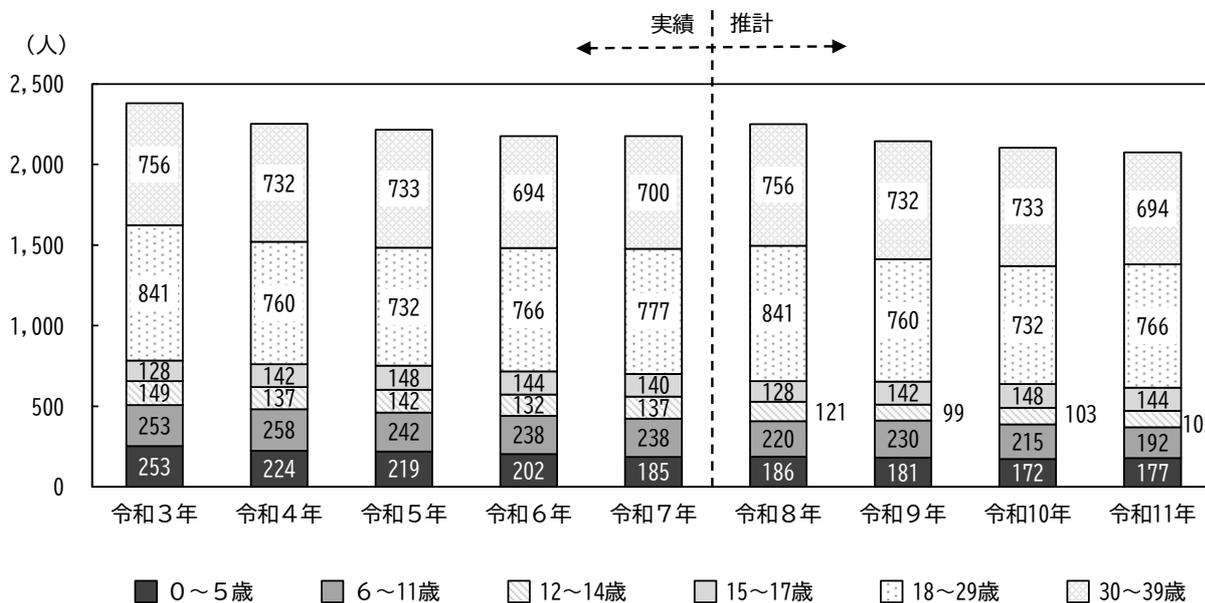
年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

こども・若者の人口の推移をみると、各区分ともに増減がみられますが、特に18～29歳は令和5年から令和7年にかけて増加傾向にあります。

### こども・若者の人口の推移

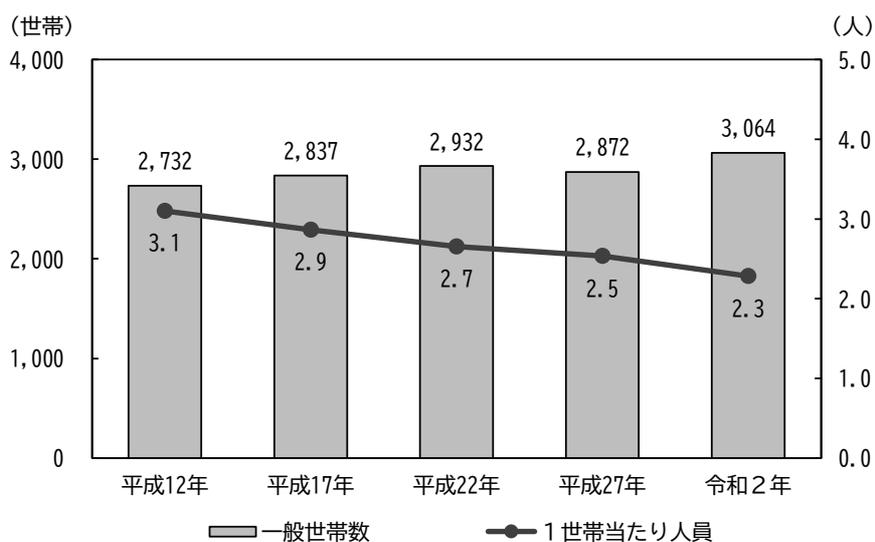


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※推計値は「第3期安堵町子ども・子育て支援事業計画」における推計（令和6年度基準）です。

一般世帯数と1世帯当たり人員の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。

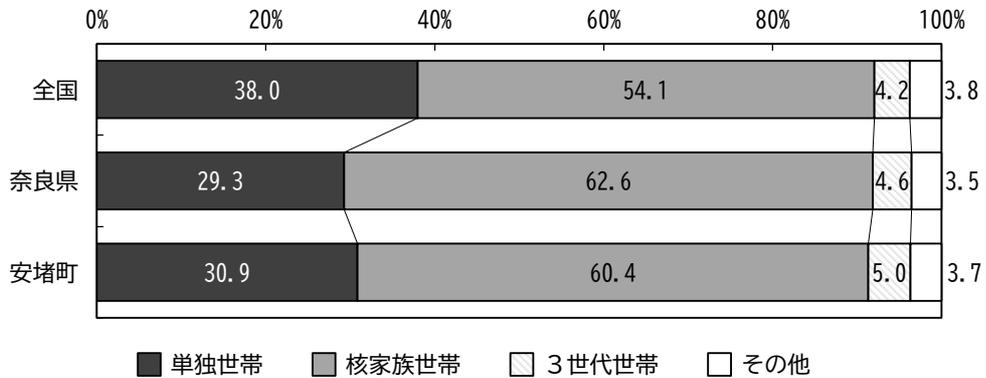
### 一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

世帯構造をみると、安堵町は全国と比較して、単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。奈良県と比較すると、単独世帯と3世代世帯の割合がやや高くなっています。

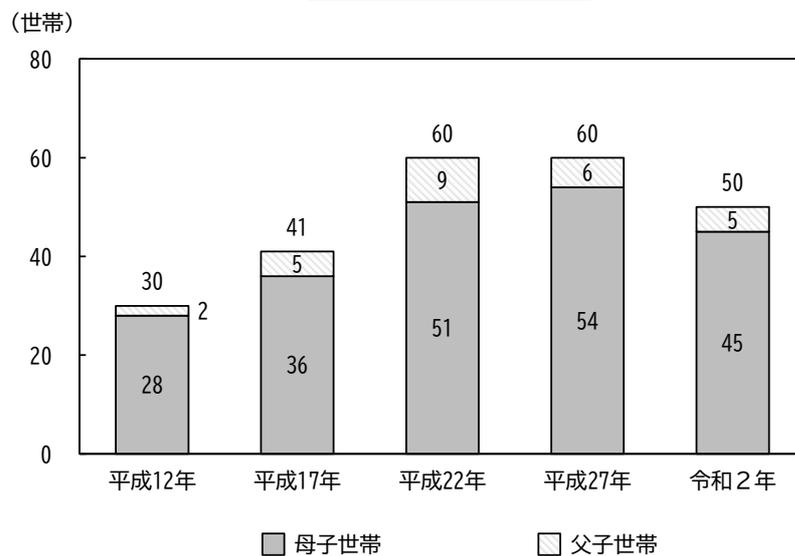
**世帯構造の状況の全国・奈良県比較（令和2年）**



資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成 27 年まで増加傾向となっていました。令和 2 年は減少しています。父子世帯数は平成 22 年以降減少傾向となっています。また、平成 12 年と令和 2 年のひとり親世帯数を比較すると、総数は約 1.7 倍となっています。

**ひとり親世帯数の推移**



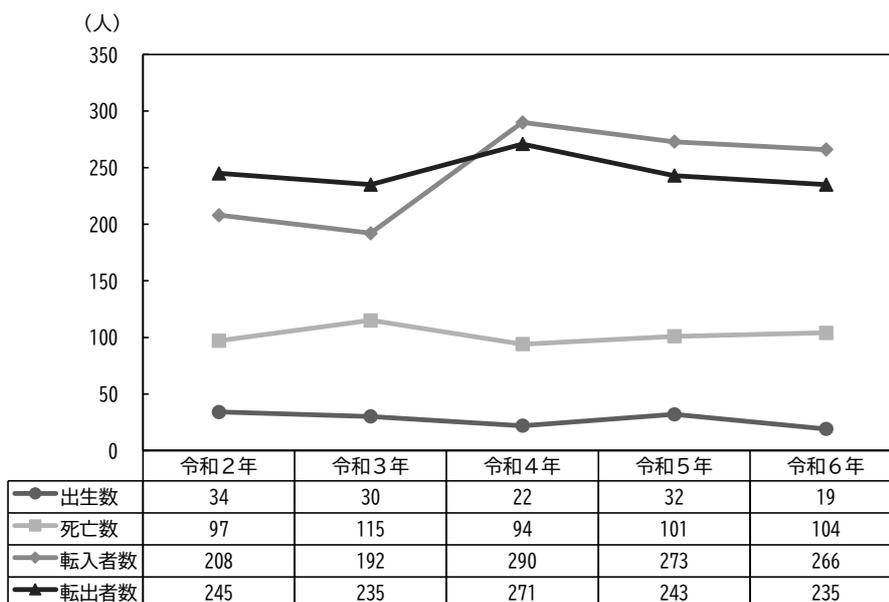
資料：国勢調査

## (2) 人口動態の状況

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。社会動態の推移をみると、令和2年、令和3年を除き、転入者数が転出者数を上回る社会増で推移しています。

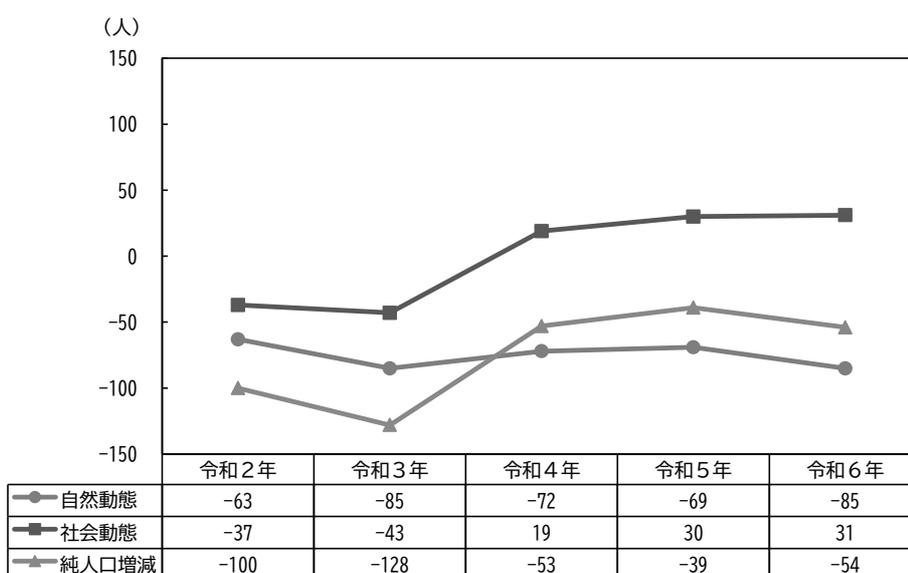
また、自然動態と社会動態を合わせた人口動態をみると、人口純減となっており、令和6年は54人の減少となっています。

人口動態の推移



資料：住民基本台帳

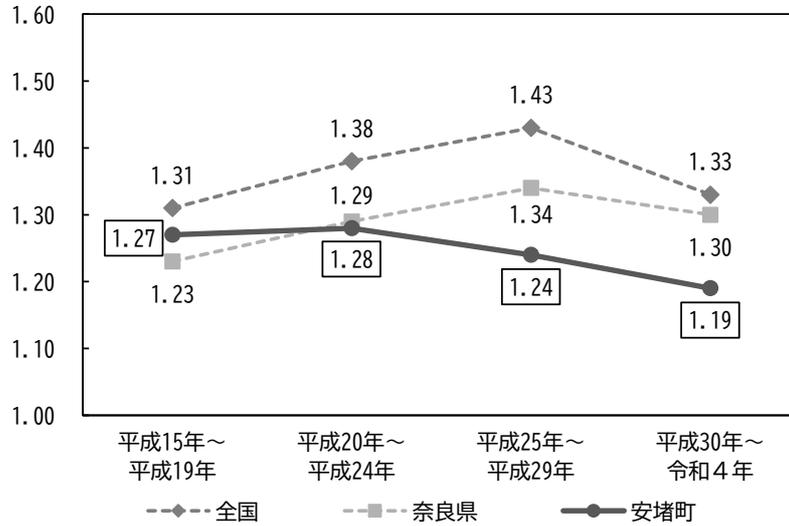
自然動態・社会動態の推移



資料：住民基本台帳

合計特殊出生率※の推移をみると、安堵町は減少傾向で推移しており、近年 1.20 を割っています。また、近年は全国や奈良県より低い値で推移しています。

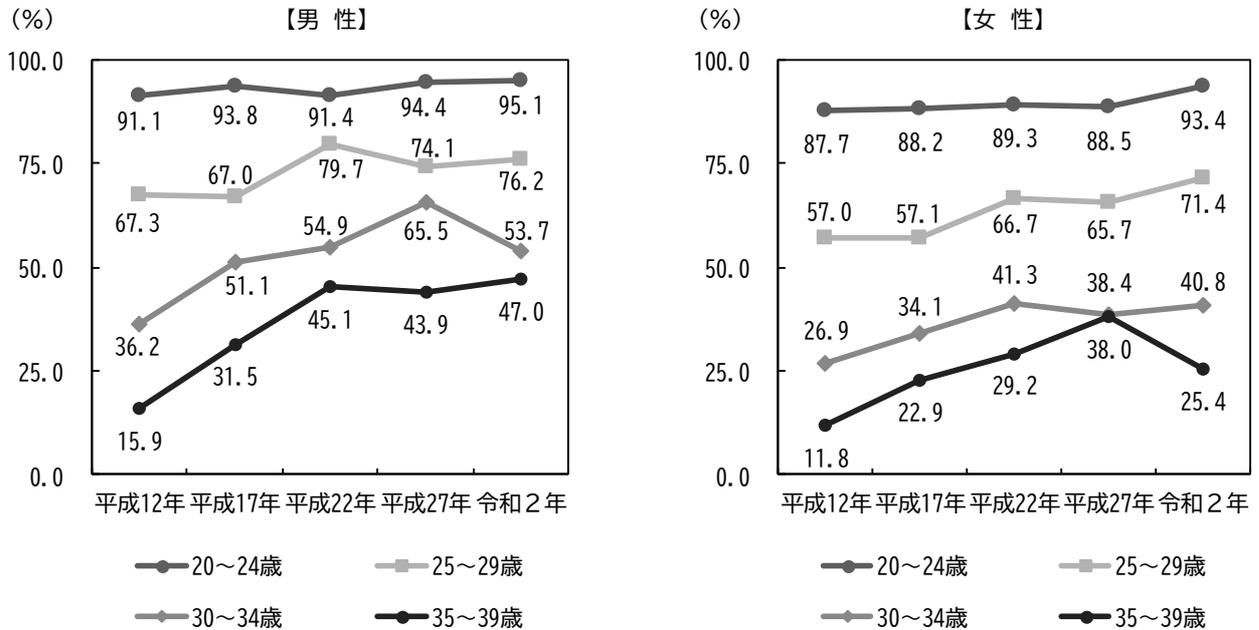
### 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

未婚率の推移をみると、男性は 20～24 歳、35～39 歳、女性は 20～24 歳、25～29 歳における未婚率が平成 12 年以降で最も高くなっています。

### 未婚率の推移

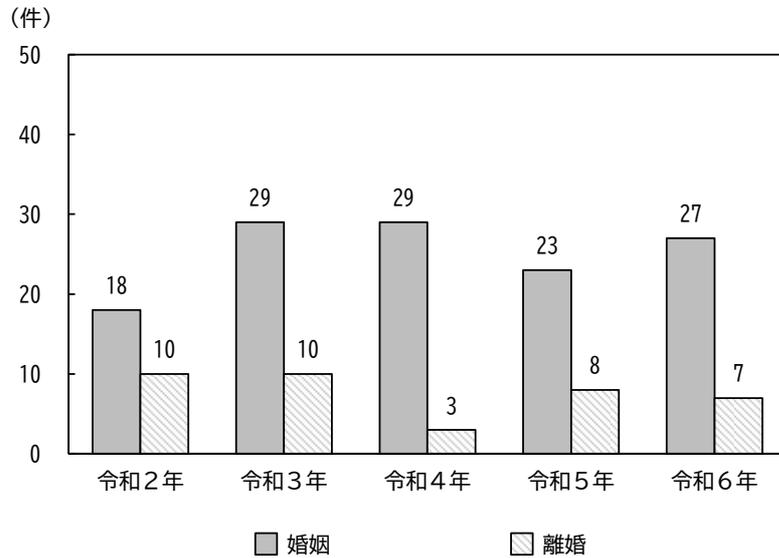


資料：国勢調査

※ その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和3年以降20件台で推移しています。離婚件数は10件以下で推移しており、令和6年は7件となっています。

婚姻・離婚件数の推移

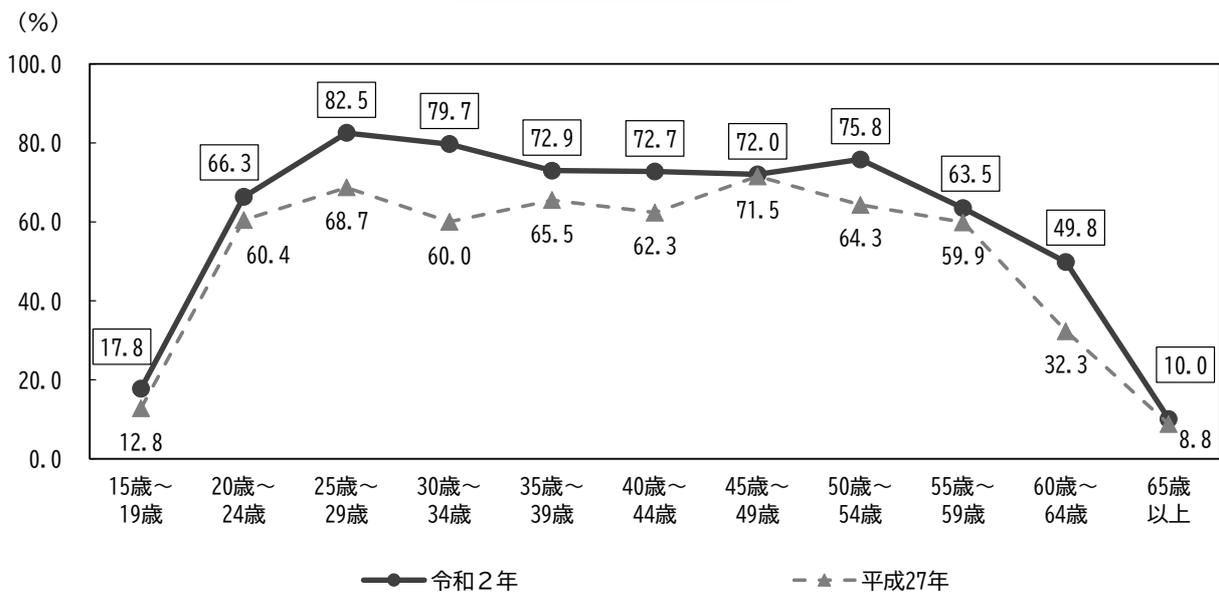


資料：住民基本台帳

### (3) 就労の状況

令和2年の女性の年齢別就業率をみると、平成27年と比較して、すべての年齢区分で就業率が上昇しており、特に25歳～34歳での上昇が顕著となっています。

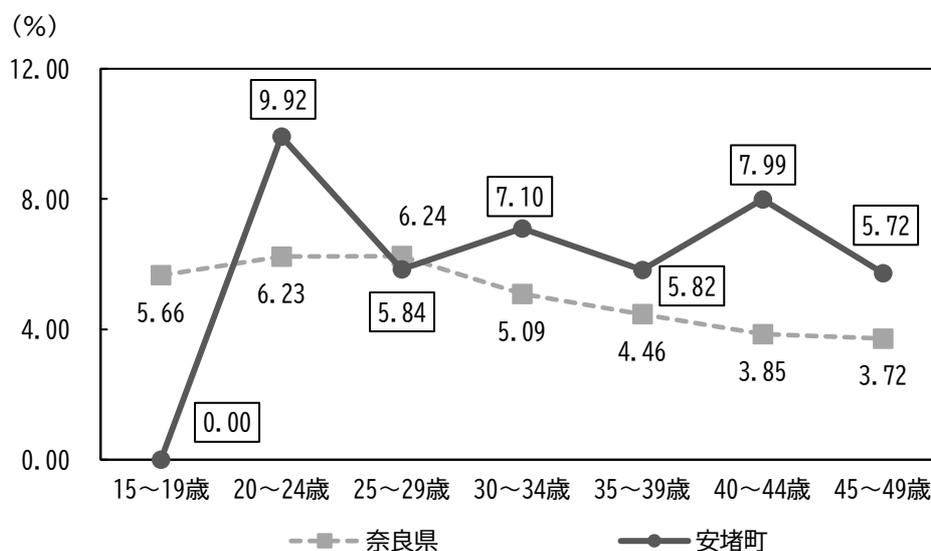
女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

完全失業率をみると、15～19歳、25～29歳を除く年齢層で奈良県より高くなっています。

年齢別完全失業率の奈良県比較(令和2年)

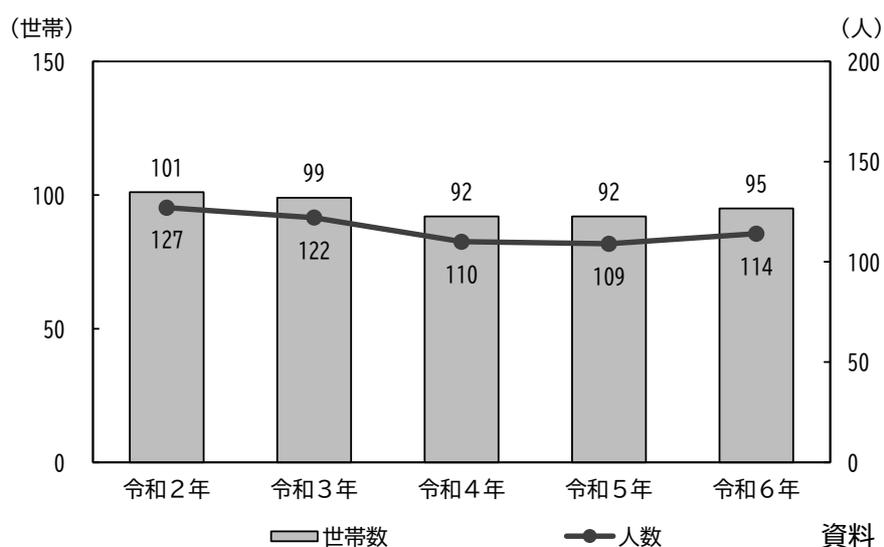


資料：国勢調査

#### (4) 困難を抱える子ども・若者の状況

生活保護受給者数・世帯数の推移をみると、令和2年から令和4年にかけて減少し、その後はやや増加しているものの、概ね横ばいで推移しています。

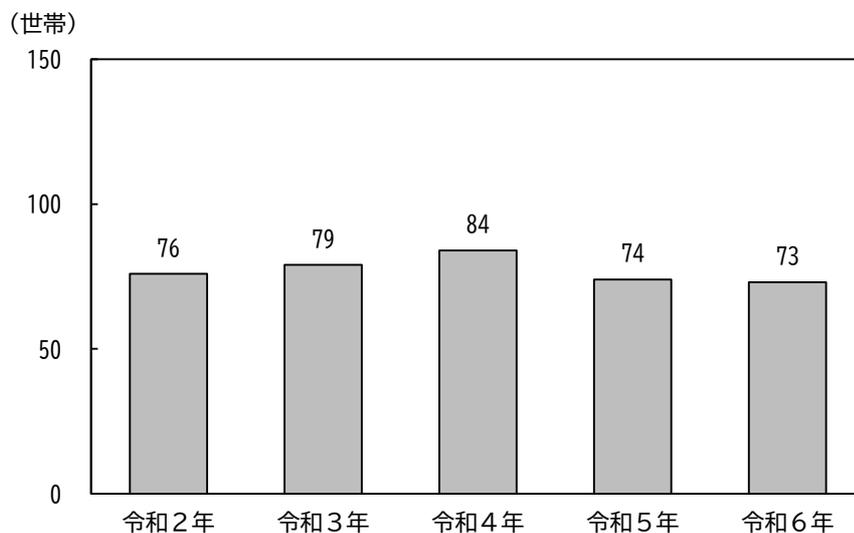
生活保護受給者数・世帯数の推移



資料：安堵町住民課

児童扶養手当※受給世帯数の推移をみると、令和4年までは増加傾向となっていました、その後減少しています。

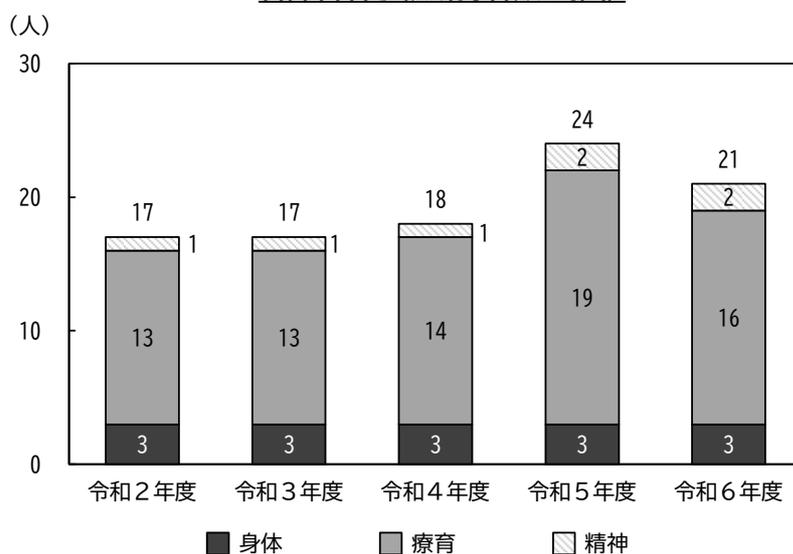
### 児童扶養手当受給世帯数の推移



資料：安堵町子ども家庭推進室

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は概ね横ばいである一方、療育手帳所持者は令和5年度に増加しています。

### 各障害者手帳所持者数の推移

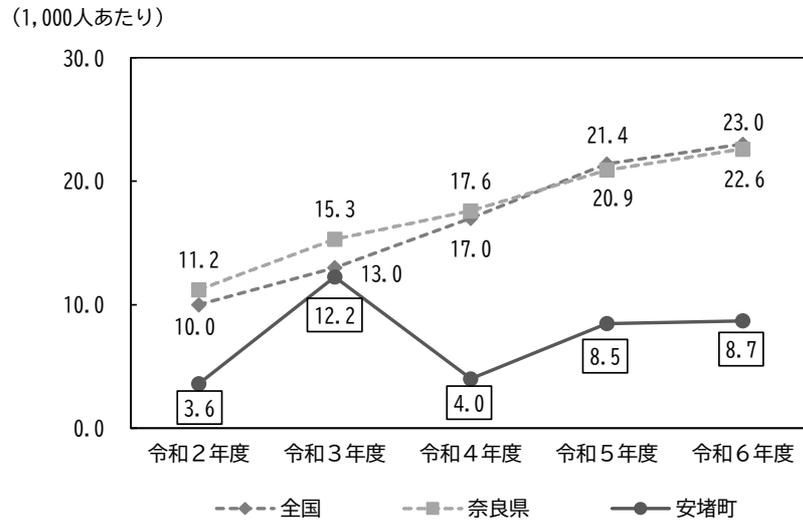


資料：福祉行政報告例

※ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。

小学校における不登校児童割合をみると、令和4年度以降上昇傾向となっています。また、全国や奈良県より低い値で推移しています。

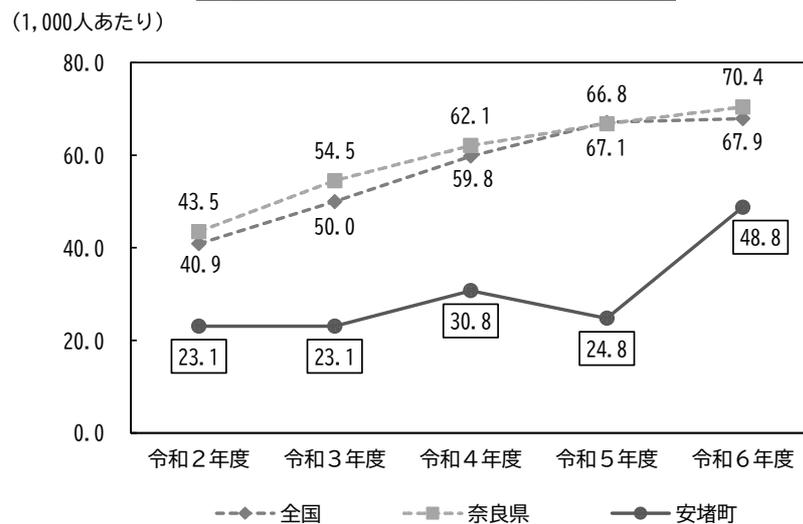
### 小学校における不登校児童割合の推移



資料：(国・県) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
(町) 安堵町教育委員会

中学校における不登校生徒割合をみると、令和5年度から令和6年度にかけて大きく上昇しています。また、全国や奈良県より低い値で推移しています。

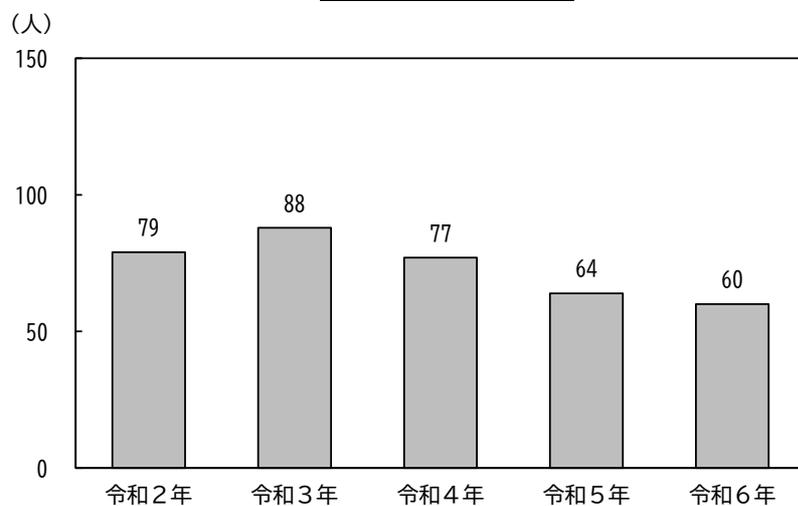
### 中学校における不登校生徒割合の推移



資料：(国・県) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
(町) 安堵町教育委員会

就学援助対象児童数は令和3年をピークに減少傾向となっており、近年は60人台となっています。

### 就学援助対象児童数



資料：安堵町教育委員会



## 2 アンケート・ヒアリング調査結果からみる状況

### (1) アンケート調査実施概要

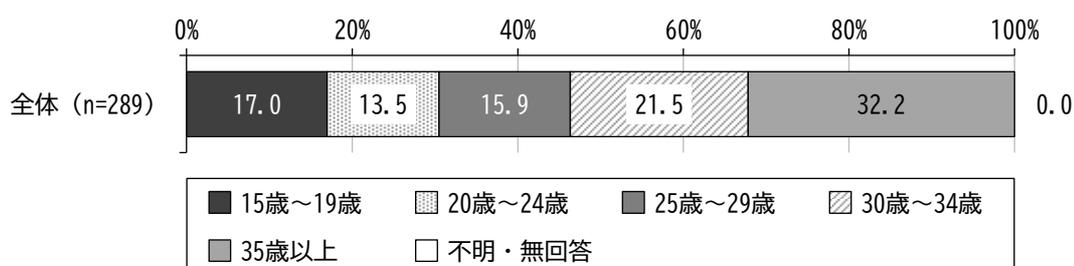
本計画の策定にあたり、こども・若者やその保護者の生活実態、要望・意見等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。概要は下記のとおりです。

項目	こども・若者調査	小・中学生及び保護者調査
調査対象者	町内在住の 高校生世代～若者世代	町内の小・中学校に通学する 小学4～6年生及び中学1～3年生の 児童・生徒とその保護者
調査期間	令和7年9月4日(木)～26日(金)	令和7年9月4日(木)～19日(金)
調査方法	はがきでの通知によるWEB回答	学校配付・学校回収
配布数	1,000件	224件
有効回収数 (有効回収率)	289件 (28.9%)	184件 (82.1%)

### (2) こども・若者調査結果(抜粋)

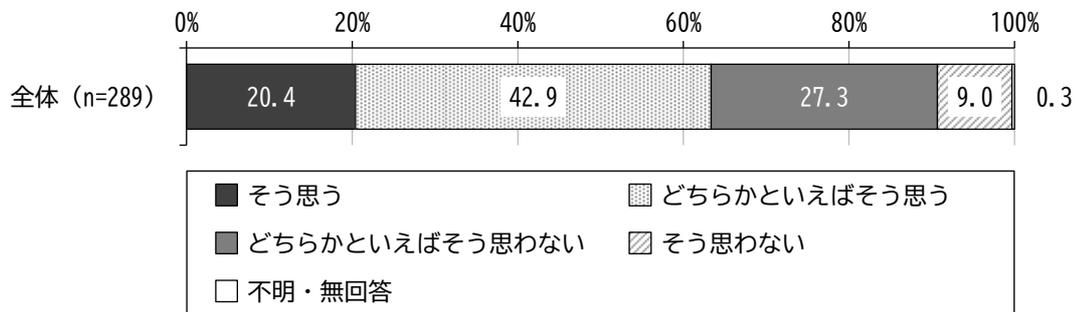
#### ① 回答者の年齢

「15歳～19歳」が17.0%、「20歳～24歳」が13.5%、「25歳～29歳」が15.9%、「30歳～34歳」が21.5%、「35歳以上」が32.2%となっています。



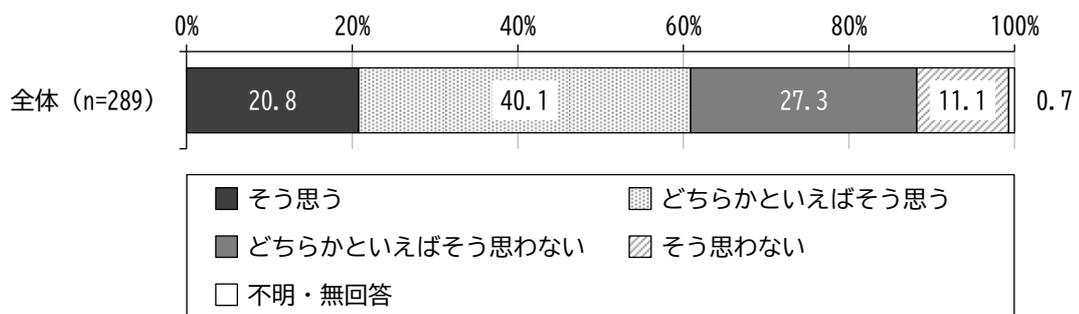
## ② 今の自分が好きだと思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が63.3%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が36.3%となっています。



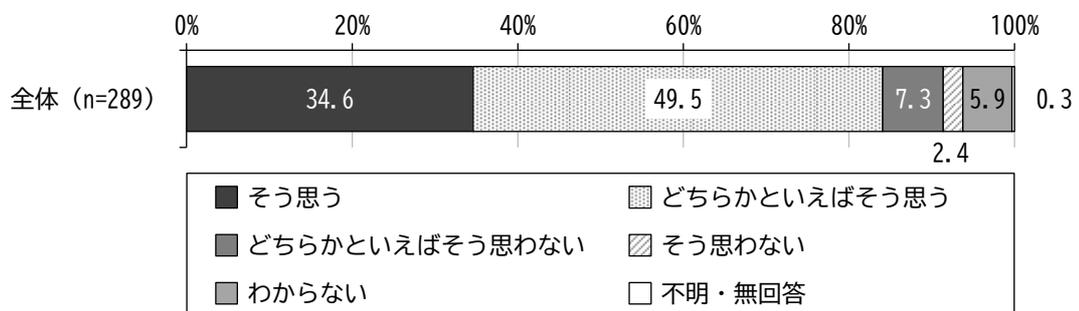
## ③ 自分の将来に明るい希望があると思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が60.9%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が38.4%となっています。



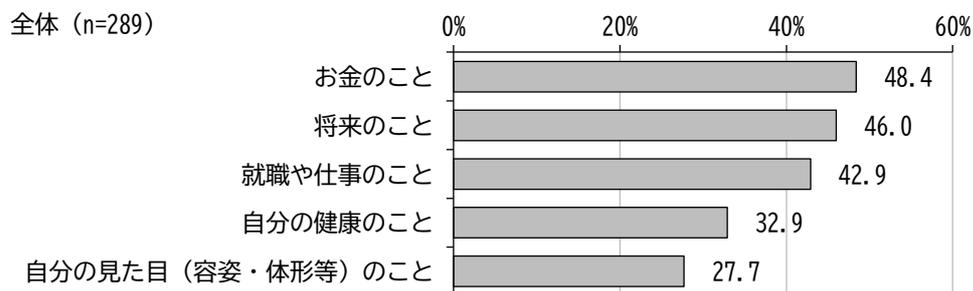
## ④ 自分が幸せだと思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が84.1%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が9.7%となっています。



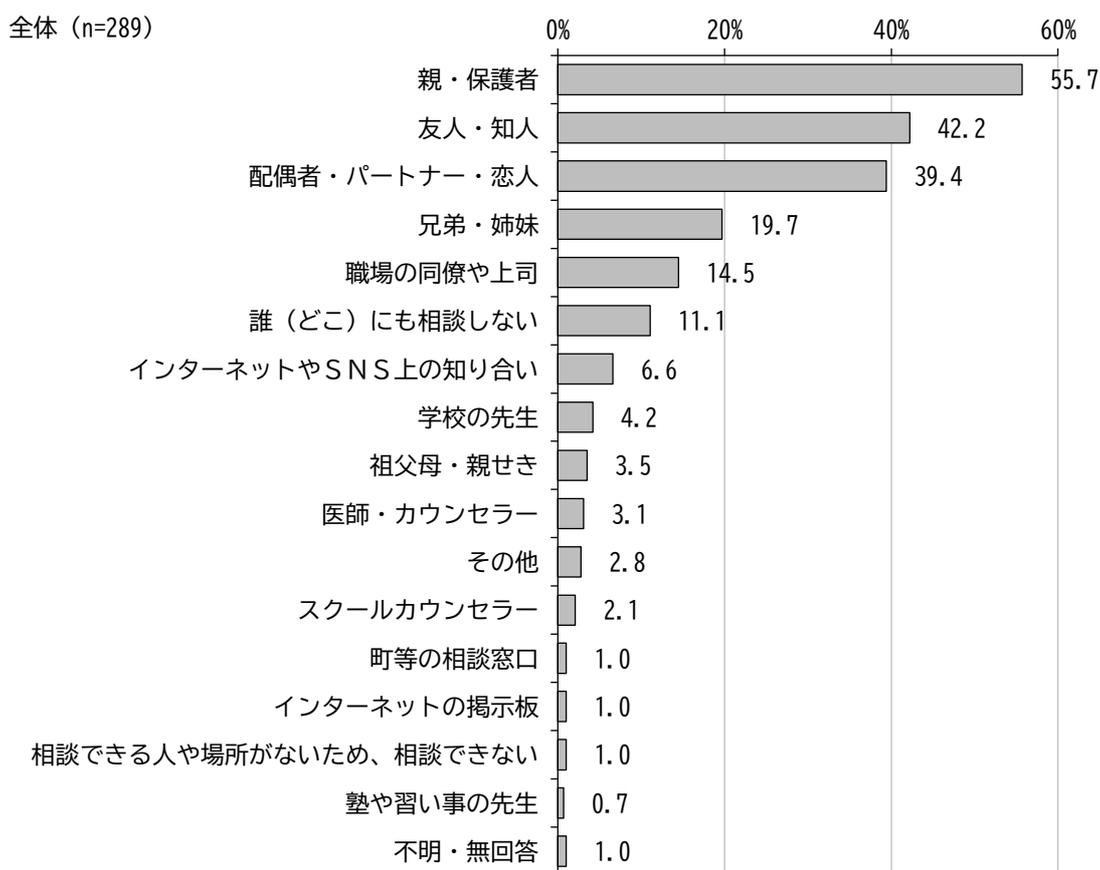
### ⑤ 現在困っていることや悩んでいること（上位抜粋）

「お金のこと」が48.4%と最も高く、次いで「将来のこと」が46.0%となっています。



### ⑥ 悩みの相談先

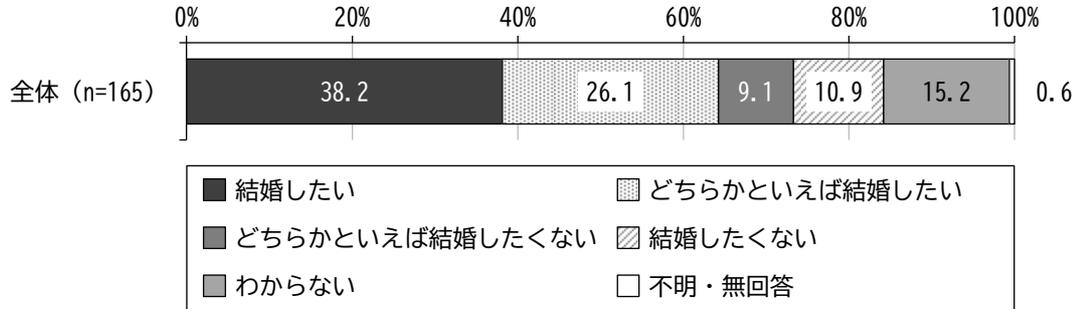
「親・保護者」が55.7%と最も高く、次いで「友人・知人」が42.2%となっています。また、「誰（どこ）にも相談しない」が11.1%、「相談できる人や場所がないため、相談できない」が1.0%となっています。



【現在結婚していない人】

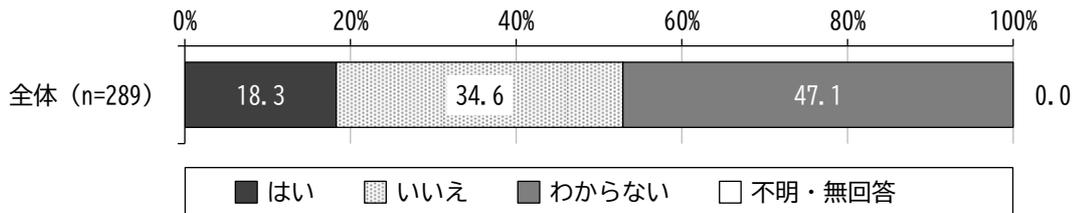
⑦ 将来、結婚したいと思うか

『結婚したい』（「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」の合計）が64.3%、『結婚したくない』（「結婚したくない」と「どちらかといえば結婚したくない」の合計）が20.0%となっています。



⑧ 安堵町は結婚して子どもを産み育てやすいところだと思うか

「はい」が18.3%、「いいえ」が34.6%となっています。

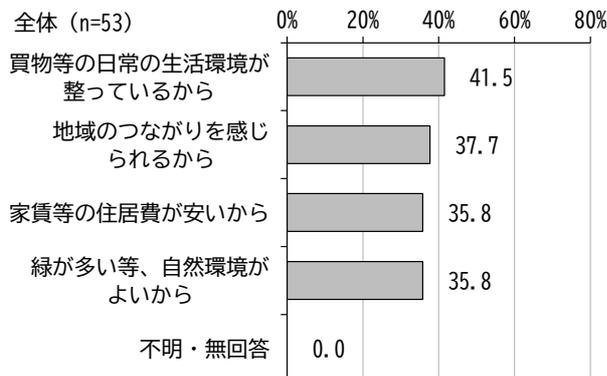


⑨ 安堵町が子どもを産み育てやすい／産み育てにくいと思う理由（上位抜粋）

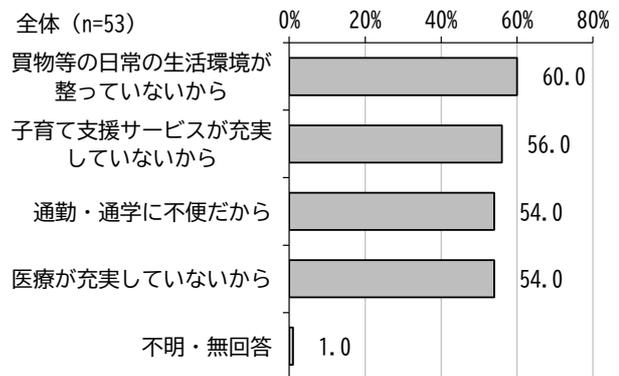
産み育てやすいと思う理由は、「買物等の日常の生活環境が整っているから」が41.5%と最も高く、次いで「地域のつながりを感じられるから」が37.7%となっています。

産み育てにくいと思う理由は、「買物等の日常の生活環境が整っていないから」が60.0%と最も高く、次いで「子育て支援サービスが充実していないから」が56.0%となっています。

【産み育てやすいと思う理由】

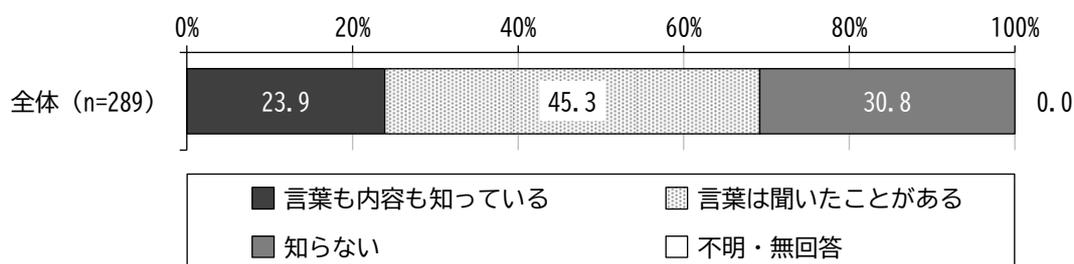


【産み育てにくいと思う理由】



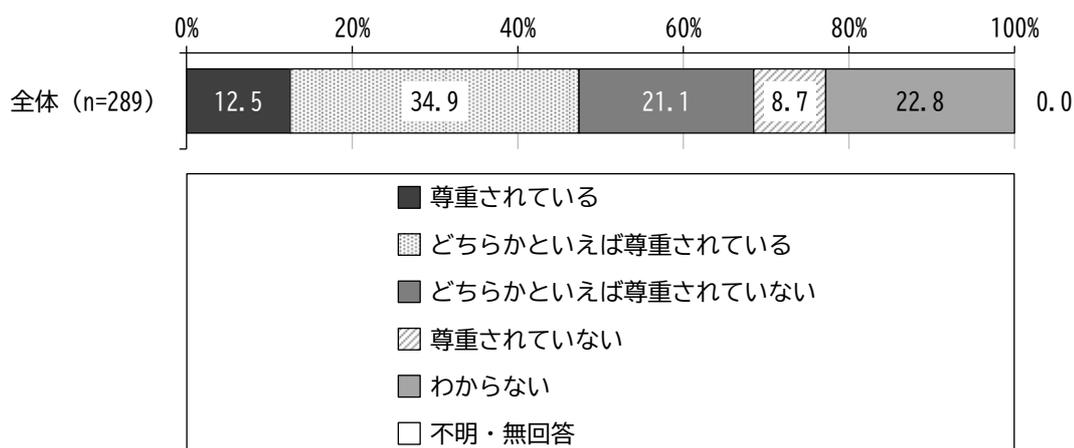
### ⑩ 「こどもの権利※」について知っているか

「言葉は聞いたことがある」が45.3%と最も高く、次いで「知らない」が30.8%となっています。



### ⑪ 「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うか

『尊重されている』（「尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」の合計）が47.4%、『尊重されていない』（「尊重されていない」と「どちらかといえば尊重されていない」の合計）が29.8%となっています。



#### ■ ■ ■ コラム ■ ■ ■

#### こどもの権利について

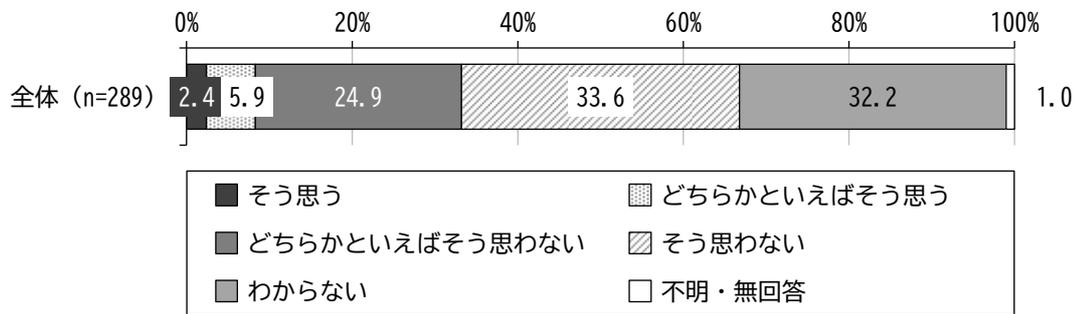
「子どもの権利条約」では「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の大きく分けて4つの権利を守るように定められています。そして、子どもにとって一番よいことを実現することをうたっています。



※ すべての子どもが持つ基本的な権利。国連の「子どもの権利条約」では、子どもも一人の人間としての権利を持つ、「権利の主体」であるという考えのもと、「差別の禁止（差別のないこと）」「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」「子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）」の4つの原則が定められている。

### ⑫ こども政策に関して行政に自分の意見が聴いてもらえていると思うか

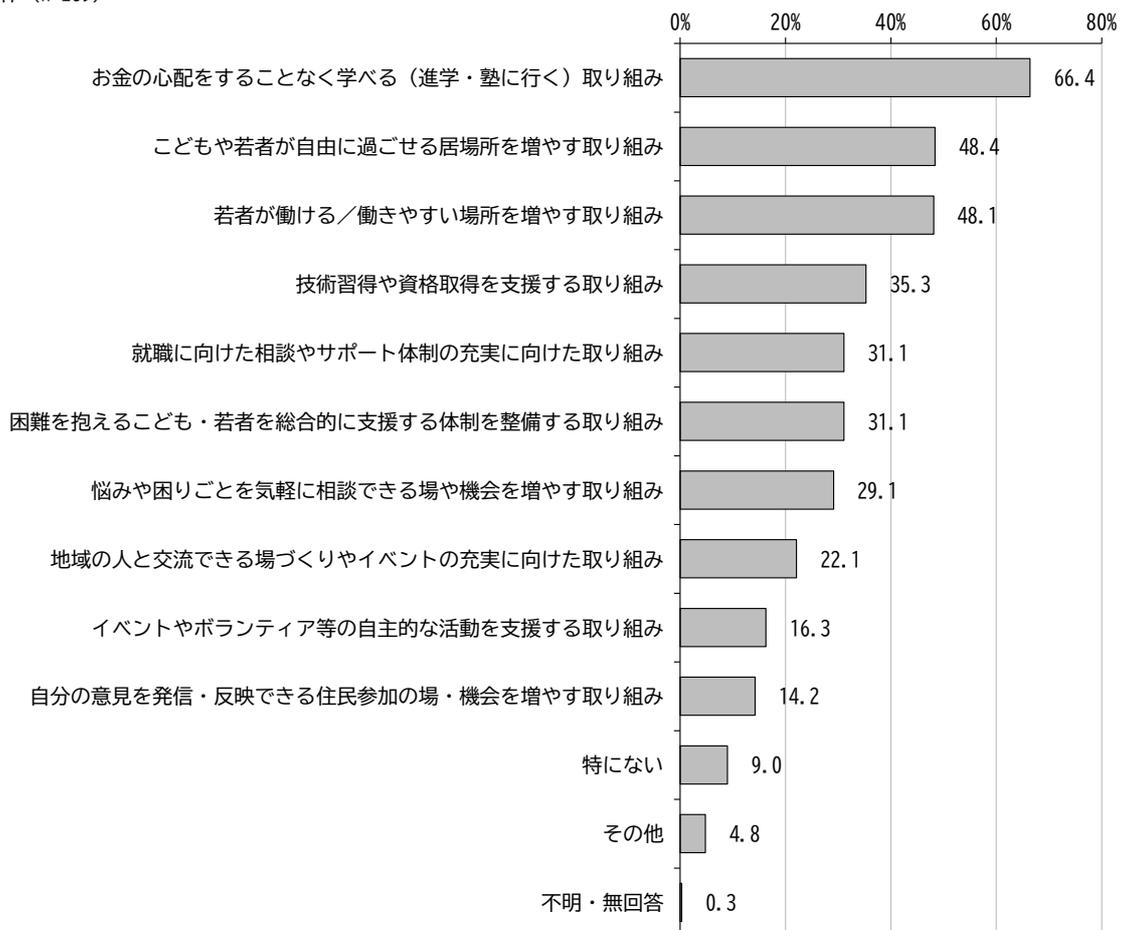
『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が8.3%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が58.5%となっています。



### ⑬ こども・若者のために、安堵町に必要な取り組み

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）取り組み」が66.4%と最も高く、次いで「こどもや若者が自由に過ごせる居場所を増やす取り組み」が48.4%となっています。

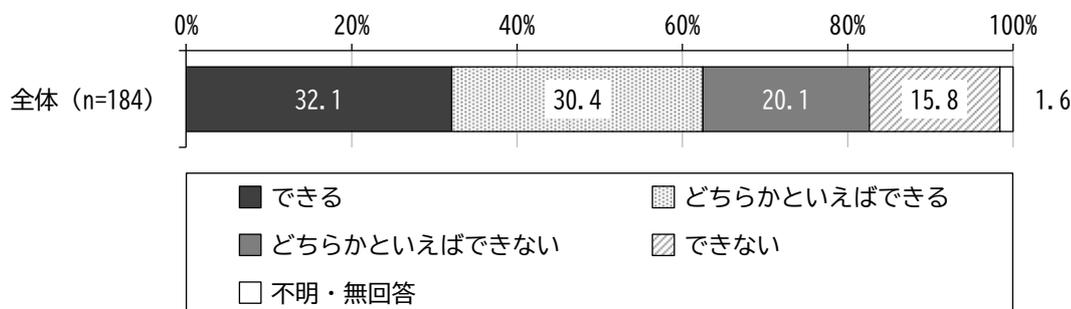
全体 (n=289)



### (3) 小・中学生及び保護者調査結果（抜粋）

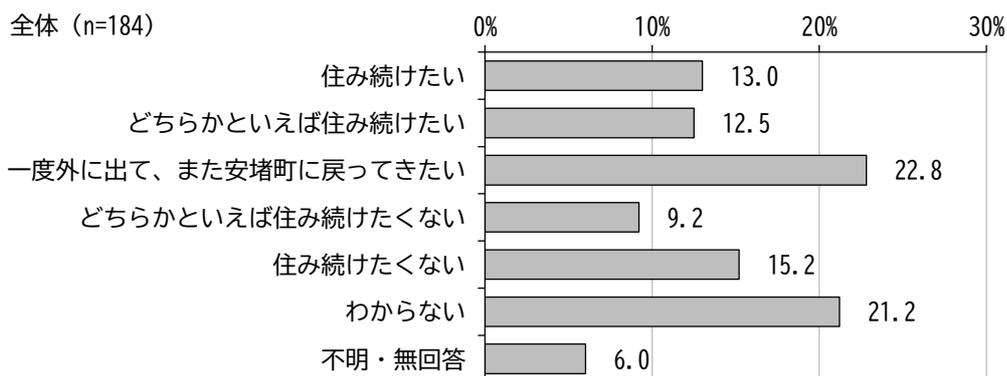
#### ① 困りごとや不安を、先生や学校にいる大人に相談できるか〈小・中学生調査〉

『できる』（「できる」と「どちらかといえばできる」の合計）が62.5%、『できない』（「できない」と「どちらかといえばできない」の合計）が35.9%となっています。



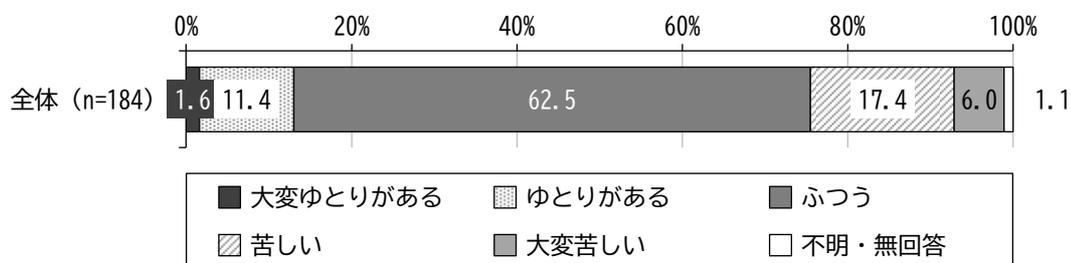
#### ② 将来、安堵町に住み続けたいと思うか〈小・中学生調査〉

「一度外に出て、また安堵町に戻ってきたい」が22.8%と最も高く、次いで「わからない」が21.2%となっています。



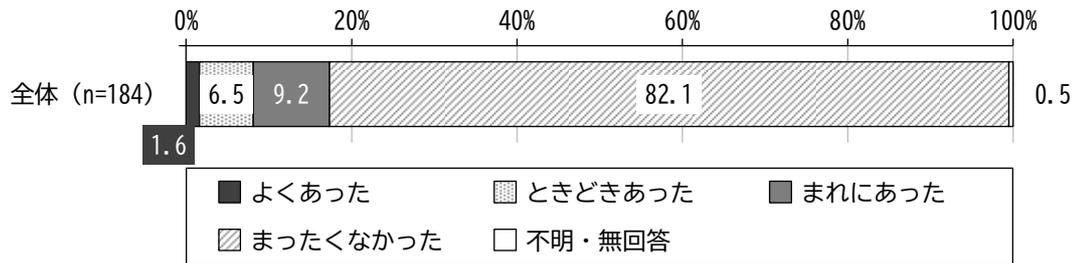
#### ③ 現在の暮らしの状況をどのように感じているか〈保護者調査〉

「ふつう」が62.5%と最も高く、次いで「苦しい」が17.4%となっています。



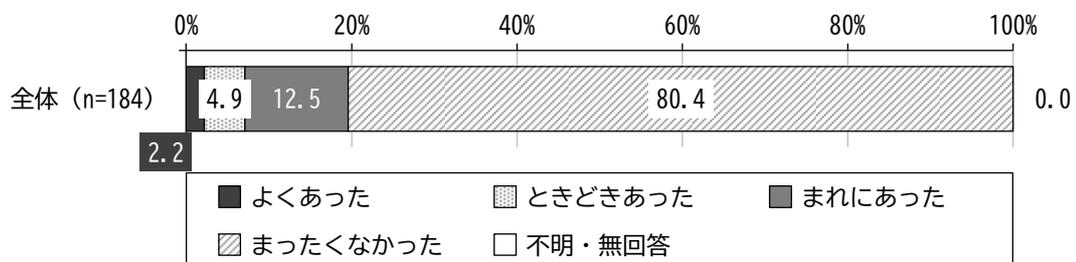
④ 過去1年間で、お金が足りなくて必要とする食料が買えなかった経験〈保護者調査〉

「よくあった」が1.6%、「ときどきあった」が6.5%となっています。



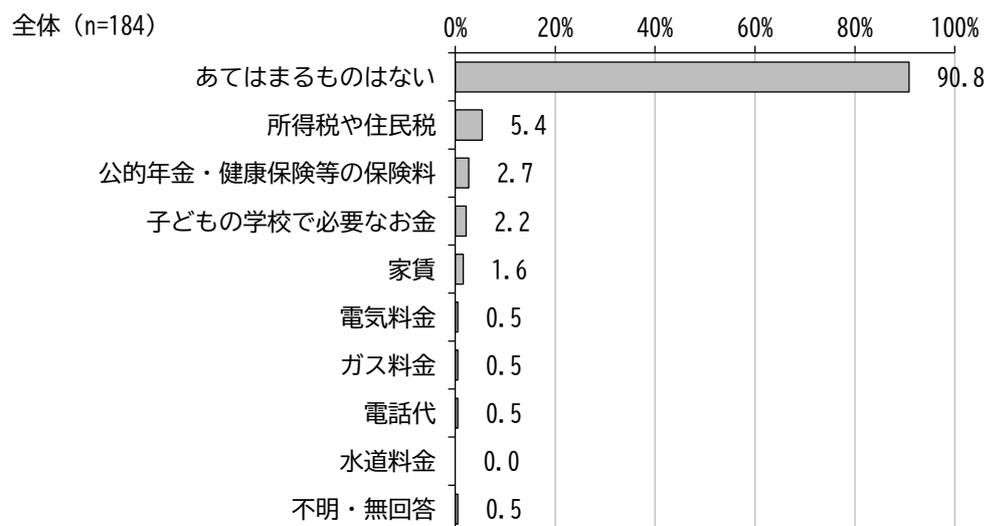
⑤ 過去1年間で、お金が足りなくて必要とする衣類が買えなかった経験〈保護者調査〉

「よくあった」が2.2%、「ときどきあった」が4.9%となっています。



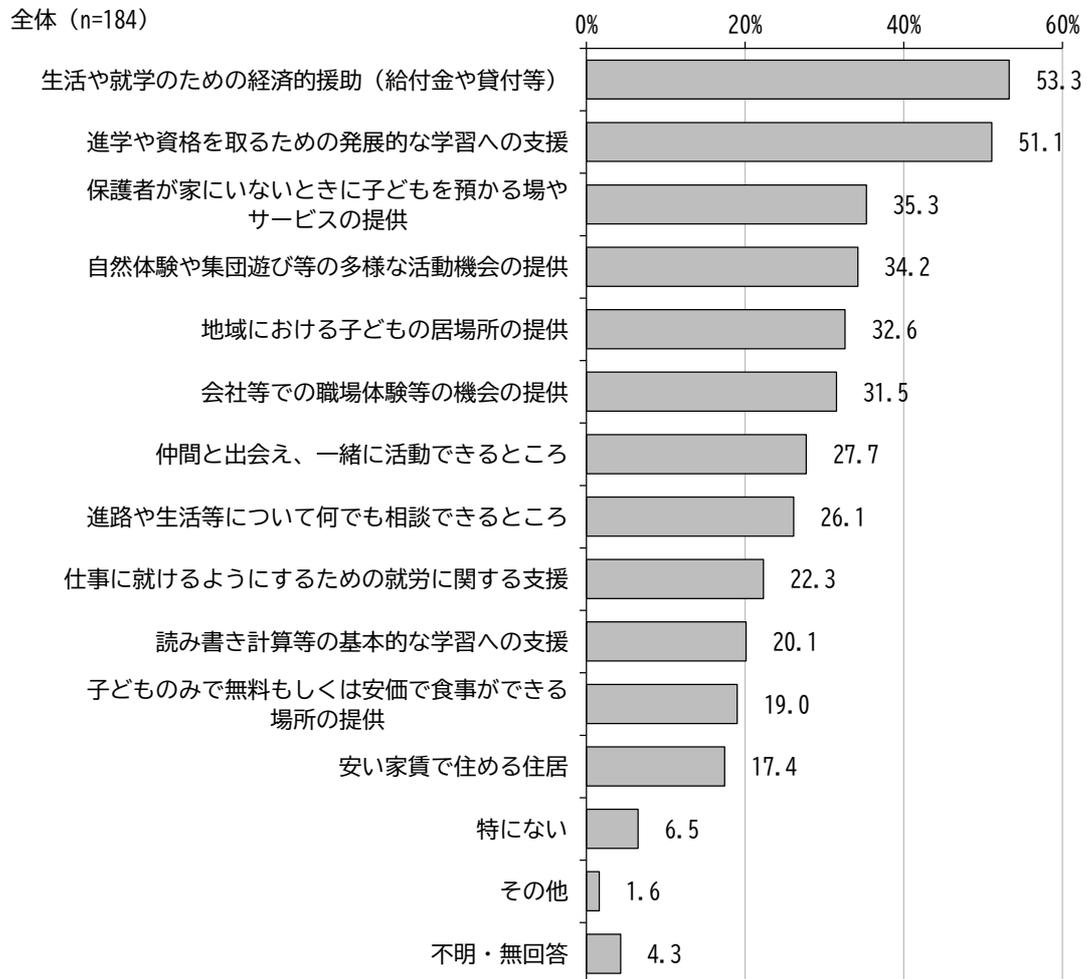
⑥ 過去1年間で、経済的な理由で料金が払えなかった経験〈保護者調査〉

「あてはまるものはない」を除くと、「所得税や住民税」が5.4%と最も高く、次いで「公的年金・健康保険等の保険料」が2.7%となっています。



⑦ お子さんやあなたにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいか  
〈保護者調査〉

「生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付等）」が53.3%と最も高く、次いで「進学や資格を取るための発展的な学習への支援」が51.1%となっています。



## (4) ヒアリング調査実施概要

---

本計画の策定にあたり、地域においてこどもの支援に携わり、現場で様々な活動をしている関係団体に対し、日ごろの活動状況や本町に住む子どもたちの様子等についてのヒアリング調査を実施しました。概要は下記のとおりです。

- 調査対象者：子育て支援に関わる機関・団体 9団体
- 調査期間：令和7年9月
- 調査方法：シート配布・記入方式

## (5) ヒアリング調査結果（抜粋）

---

### ① 今後団体として取り組みたいこと・取り組もうと考えていること

- ・こども対象の教育的プログラム（心理教育や SST（ソーシャルスキルトレーニング）※<sup>1</sup>など）
- ・総合相談の中で、こどもがいる家庭の相談時に、こども環境の聞き取りに取り組みたい。その中で課題があれば関係機関と情報共有や協働し、支援に取り込みたい。
- ・これまで安堵町青少年健全育成協議会は防犯的な活動が多かったと感じている。そのため、こども達に、実体験（人・こと・モノとの出会い）のできる機会を増やしたい。
- ・学校だけでは難しいが、放課後自分の好きな学習ができるようなスペースがあればと思う。部活動の地域移行に伴い、放課後の時間の過ごし方は考えていく必要があると思う。
- ・保護者とのコミュニケーション（現在も行っているが継続して行う）。
- ・こどもの行動観察、異変察知。

### ② さらなるこども施策推進のために、町が取り組むべきと考える支援・制度・連携等

- ・学校内に教室以外の居場所づくり。（サポートする人員の確保も必要）小中の連携（総括会議など）に加え、安堵町要保護児童対策地域協議会※<sup>2</sup>等の関係機関とのスムーズな連携と情報共有の徹底。
- ・各関係機関が情報共有できる場や共同で支援できる関係性の強化。
- ・行政、教育機関、地域でこども達を見守り育てる為にも円滑な情報の共有と支援方策に係る協議、対応が求められると思う。また、様々な取り組みを住民の方々に周知する事も大切。
- ・学校以外にこどもの居場所があるとよい。気軽に行って、コンピュータを使って調べ物ができたり、自習ができたり、安心して過ごせる場所が家以外にあるとよい。
- ・療育機関の設置。
- ・関係機関の明示…どのように案内すべきか明確化されたもの。

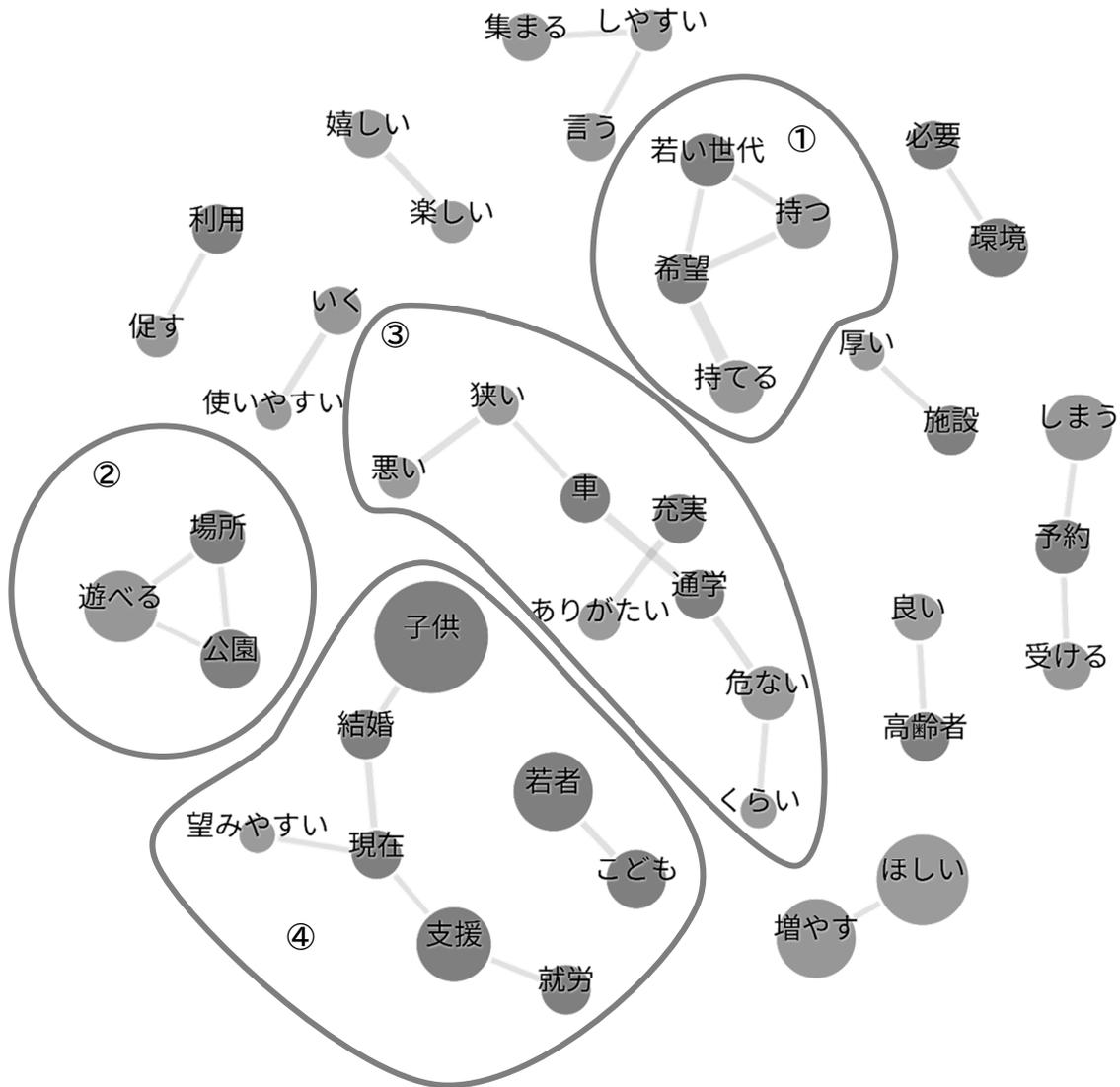
---

※<sup>1</sup> 人との関わり方に困難を抱えるこどもや大人がコミュニケーションスキルや社会生活に必要なスキルを身に付けるトレーニングのこと。

※<sup>2</sup> 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。

### 3 現状からみえる本町の課題

こども・若者対象のアンケートの自由回答において、テキストマイニング\*を行いました。結果は下記のようになり、「①若い世代が希望を持てる」「②遊べる場所・公園」「③安全」「④就労・結婚・子育て支援」等の回答傾向がみられます。



\* アンケート等の自由な形式で記述された文章を単語に分割し、単語の出現頻度や相関関係を分析する手法。本計画では、ユーザーローカルAIテキストマイニングを使用。

統計やアンケート結果等の各種調査結果を踏まえた本町の課題は下記のようになります。

### ○「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者の意見を聴く環境づくり

アンケート調査結果では、「こどもの権利」の認知度（「言葉は聞いたことがある」と「言葉も内容も知っている」の合計）は約7割となっていますが、「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うこども・若者の割合は約5割となっています。さらに、こども政策に関して行政に自分の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合は1割に満たない状態です。

そのため、「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こども・若者が「自分の意見が聴いてもらえている」と感じられるような意見聴取の場を設けるなど、こども・若者の権利や意見が尊重されるような仕組みづくりや社会環境づくりを進めていくことが必要です。

#### **支援団体ヒアリングにおける意見（参考）**

□こども・若者を取り巻く課題について、支援団体としての日頃の活動を通じて、こども・若者たちの様子で気になっていること

#### **【居場所（サードプレイス）について】**

- ・ひきこもり、不登校とも絡むが、学校での居心地の悪さ（教室に入りづらくても過ごせる他の場所がない…）と、家庭での居心地の悪さ（自室がない場合も多く、安心できる空間が難しい）が重なることもあるが、地域で第三の場所となる所がない。
- ・学校に行かなくても人的交流ができる居場所の設定（異学年交流もできる場所）。

### ○こどもの将来の希望を叶えられるまちづくり

アンケート調査結果では、こども・若者が現在困っていることや悩んでいることについて、「お金のこと」「将来のこと」「就職や仕事のこと」が上位となっています。また、こども・若者のために、安堵町に必要な取り組みについては、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）取り組み」が6割台半ばとなっているなど、経済面での不安や経済的困窮によって将来の選択肢が狭まることのないような支援が望まれています。

さらに、将来の結婚への希望については、「結婚したい」が6割台半ば、結婚したくないが2割となっています。

こども・若者が自身の将来に希望や夢を持ち、かつ、自身の希望に応じた選択をすることができるよう、学校教育と連携したキャリア形成支援や、就労・結婚・出産等の支援を行うことが必要です。

## ○困難を抱えるこども・若者に対する支援

ひとり親世帯の数は母子世帯・父子世帯ともに平成 27 年に比べて減少はしていますが、アンケート調査結果等から、経済的に困難を抱える世帯が一定数みられます。また、団体ヒアリング調査結果では、障害のあるこどもへの支援やひきこもり支援、外国籍の人への支援の必要性が挙げられています。

「こども大綱」の基本的な方針において、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」と示されていることを踏まえ、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、それぞれの支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うための体制整備等が必要です。

### 支援団体ヒアリングにおける意見（参考）

□こども・若者を取り巻く課題について、支援団体としての日頃の活動を通じて、こども・若者たちの様子で気になっていること

#### 【虐待について】

- ・虐待児童・生徒の見守りについて、集団登校時や散歩中に見守り活動をするが、民生委員・児童委員としてどこまでどう関わればよいのかとても難しい。
- ・保護者がしつけと称してこどもの年齢以上のことを求めたり、感情にまかせてこどもを叱る。ネグレクト・心理的虐待・身体的虐待がみられる。

#### 【ひきこもりや不登校について】

- ・人とのかかわりの少ない孤独生活からの脱却の手立てとカウンセラーの積極的な取り組みに期待したい。
- ・不登校の生徒については進路等将来のことが気になります。学校にいる間は教員によるアプローチがあると思いますが、それ以降の部分についてフォローがしにくい。

#### 【心身の健康について】

- ・コロナ禍の影響も考えられるが、意欲がなく、あきらめてしまう傾向がみられる。ストレス耐性や不安、緊張も感じやすく、何かトラブルや負荷がかかった時に落ち込みから切り替えや立ち直りが難しい。ストレスマネジメント<sup>※1</sup>、アンガーマネジメント<sup>※2</sup>、レジリエンス<sup>※3</sup>力の向上が課題と考える。

#### 【外国籍・外国ルーツのこども・若者について】

- ・昨今外国籍の保護者も増えてきたと感じるが、各教育機関等とのコミュニケーションは上手くとれているのだろうか。

※1 自身のストレスやその原因に気づき、ストレスの影響を軽減したり適切に対処したりするための方法や考え方のこと。

※2 怒りの感情をコントロールし、うまく付き合うための心理的なトレーニング方法のこと。

※3 困難やストレスに直面しても、それに適応し、立ち直り、成長する力のこと。

### 【障害について】

- ・園生活の中で、支援が必要なこどもの数が増加している。健診等で支援が必要かと思われるこどもの保護者への関わり（伝え方）が難しい。
- ・特別支援学級には属していないが特性を持った児童生徒が増えているように思う。コミュニケーションをとることが不得手で、トラブルが多くみられる。
- ・こどもの困りごとに対して保護者が認識していないこともあり、様子を伝えるにあたり温度差を感じる。このまま成長すると、将来独り立ちする際、壁にぶち当たってしまうのではないかと懸念される。

以下の意見は、子育て環境等、子ども・子育て支援事業計画の施策に関わる内容のため、別途掲載します。

#### 支援団体ヒアリングにおける意見（参考）

□こども・若者を取り巻く課題について、支援団体としての日頃の活動を通じて、こども・若者たちの様子で気になっていること

### 【家庭の環境について】

- ・両親がそろっている家庭、ひとり親家庭の違いはあるものの、経済的であったり保育を担う大人の養育能力の弱さを感じる。大人の余裕のなさが、本来、家庭で安心して守られ成長できる家庭環境になり得ていない。
- ・保護者の共働きなどで、こども園等で過ごす時間が長くなり、家に帰ると夕食・入浴だけになり、その結果保護者との関わりが少なくなる傾向がある（携帯、ゲーム等で過ごす）。
- ・長期の休み中（夏休みなど）、3度の食事がとれているのかが気になっている。
- ・母と子の様子は感じとれるが、父親とのコミュニケーションがとれているのかが気になっている。
- ・生涯教育の推進において、家庭教育（就学前教育）は、学校教育、社会教育と共に重要な教育機能である。保護者への教育（家庭教育学級）の設置を望む。
- ・スマートフォン等を介してのトラブルが多いことが気になる。自治体による制限がニュースとなっていたが、使用時間の多さによる生活の乱れも気になる。
- ・学童で過ごす時間が長いこどもは、家庭で過ごす時間が短くなってしまい、親子のコミュニケーションが取りづらい環境になっていないか心配である。

### 【基本的な生活習慣について】

- ・好き嫌いが多いこどももいる。
- ・「ありがとう」という言葉（感謝の気持ち）が少なくなってきた。
- ・睡眠時間が足りない、朝ご飯を食べないなど生活するうえで必要なエネルギーや栄養が足りず、成長に影響していると感じる。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

いつの時代でも、明日を担う子どもや若者が夢や希望を持ち、心豊かで健やかに育つことは、社会全体の願いです。すべての子ども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できる環境づくりや身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の基本理念を「子ども・若者の未来がキラリ光るまち あんど」と定めます。

### 《基本理念》

子ども・若者の未来がキラリ光るまち あんど

## 2 基本目標

### 基本目標1 「子どもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

「子どもの権利」についての理解促進や「子どもまんなか社会」の周知啓発を図るとともに、子どもの意見を聞き、子ども・若者が安心して暮らせる環境を整備する等、地域や関係団体と連携した取り組みを推進し、「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

### 基本目標2 子ども・若者の夢を支えるまちづくり

子ども・若者が将来に希望や夢を持ち、それらを叶えることができるよう、就労や結婚・出産等の各種支援を行うとともに、生涯を通じた学びの機会を提供し、多様な選択ができる地域の実現を目指します。

### 基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり

困難を抱える子ども・若者への支援体制を整備し、適切な相談支援やサポートを行うなど、すべての子ども・若者の未来を支える取り組みを推進し、誰一人取り残さないまちづくりを目指します。

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
こども・若者の未来がキラリ光るまち あんど	基本目標1 「こどもまんなか社会」の 実現に向けたまちづくり	(1) こども・若者の権利の保障
		(2) こども・若者の居場所づくり
		(3) こども・若者を見守り・支える地域づくり
	基本目標2 こども・若者の夢を支える まちづくり	(1) こども・若者のキャリア形成への支援
		(2) 自らの希望に応じた選択のための支援
	基本目標3 誰一人取り残さない まちづくり	(1) 困難を抱えるこども・若者の支援
		(2) こどもの貧困対策
		(3) 障害のあるこども・若者への支援



■本計画における基本施策と対象となるライフステージ

	誕生前～乳幼児期 (～5歳)	学童期・思春期 (6歳～17歳)	青年期・ポスト青年期 (18歳～39歳)
<b>基本目標1</b> 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり	(1) こども・若者の権利の保障		
	(2) こども・若者の居場所づくり		
	(3) こども・若者を見守り・支える地域づくり		
<b>基本目標2</b> こども・若者の夢を支えるまちづくり	(1) こども・若者のキャリア形成への支援		
	(2) 自らの希望に応じた選択のための支援		
<b>基本目標3</b> 誰一人取り残さないまちづくり	(1) 困難を抱えるこども・若者の支援		
	(2) こどもの貧困対策		
	(3) 障害のあるこども・若者への支援		

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1

## 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

### (1) こども・若者の権利の保障

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者にやさしい社会を町全体で目指す雰囲気をつくり、あらゆる場面における「こどもの権利」の保障等の取り組みを推進します。

#### ■「こどもまんなか社会」の実現に向けた社会機運の醸成

施策	内容	担当課
「こどもまんなか社会」の理解の促進	「こどもまんなか児童福祉週間」について、町広報、窓口、町ホームページ等で広く啓発します。また、標語の募集・周知を通じて、こどもたちが健やかに育つための環境・社会について町民一人ひとりが考えるきっかけとします。	子ども家庭推進室 教育推進課
「こどもの権利」に関する周知啓発	町ホームページ、教職員研修等、あらゆる機会を活用し、こどもから大人まで広く「こどもの権利条約」について周知します。	子ども家庭推進室 教育推進課
人権に関する啓発の推進	町主催の人権講演を開催することで、女性やこども等に係る様々な人権問題の解決や男女共同参画の実現に向けた啓発活動を行います。	総合政策課

#### ■こども・若者の社会参画

施策	内容	担当課
こども・若者の意見聴取	こども・若者が自らに関わることについて意見を表明し、社会参画ができるような場や機会を設けます。	子ども家庭推進室 教育推進課
こども・若者の声を生かしたまちづくりの推進	こども・若者の参画を広く募り、こども・若者の視点を生かしたまちづくりに取り組みます。	子ども家庭推進室 教育推進課

## (2) こども・若者の居場所づくり

こども・若者の意見・ニーズを汲み取りながら、町内の資源を活用し、関係機関・団体との協働のもと、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

### ■こども・若者の居場所づくり

施策	内容	担当課
こども・若者の居場所づくり	こども・若者の視点に立ち、こども・若者の意見を取り入れながら、不登校やひきこもり等の困難を抱えるこども・若者を含む誰もが安全で安心して過ごすことができ、勉強等もできるような居場所づくりの検討を進めます。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室 教育推進課
安堵中央公園多目的広場無料開放	こどもたちが、広々した安堵中央公園多目的広場で、自由にスポーツや遊べるよう、月2回の無料開放を継続していきます。	教育推進課
安全に遊べる場の整備	毎年度、公園の維持管理及び遊具等の点検・修繕を行うとともに、中央公園では利用者の年齢層別にゾーンを分けるなどし、安全に公園を利用できるよう努めます。各大字の公園については、こどもが安全でのびのびと遊ぶことができるよう、自治会と協力して維持管理に努めます。	事業課
こども食堂 <sup>※</sup> への支援	こども食堂への支援を通じて、地域における多様な居場所づくりを行うとともに、地域における交流の促進を図ります。	社会福祉協議会



※ NPOや地域のボランティア団体等が主体となり、こどもが一人で利用できる、無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所。

### (3) こども・若者を見守り・支える地域づくり

こども・若者が地域において安全で安心して暮らしていけるよう、こどもの安全対策や健全育成について、地域と連携して取り組みます。また、こどもへの体験機会の提供等を行い、健やかな育ちを支援します。

#### ■こどもの安全対策

施策	内容	担当課
交通安全の推進	奈良県交通安全協会西和支部協会安堵町分会、安堵町交通安全母の会の協力のもと、毎月1日・15日、春・秋交通安全県民運動期間に立哨指導を行います。 また、「子どもの交通安全・防犯」をテーマに、交通安全・防犯に関するDVDを用いたわかりやすい講座を実施します。	安全安心課
通学路の安全確保	こどもたちの登下校時の安全を確保するため、関係機関が連携して、通学路の合同点検を行います。	教育推進課
こども・若者の犯罪被害防止	園児・児童・生徒に対して危険がおよぶ可能性のある犯罪及び事件等について、町内外の関係機関が連携した生駒郡内児童・生徒の安全を確保するためのネットワークにおいて情報交換を行い、再発防止に努めます。 また、安全で住みよい地域社会を築くための防犯意識の高揚を図り、会議等を開催します。	安全安心課 教育推進課

#### ■こどもの健全育成

施策	内容	担当課
放課後及び夜間の街頭巡回指導の実施	青少年健全育成協議会が主体となり、夕刻及び夜間に寄り集まっているこどもに対し、街頭巡回指導を実施します。	教育推進課
学校における児童・生徒の健全育成	職員研修の実施や管理職との定期的な面談等の実施により、学校における体罰や不適切指導の根絶に向けた取り組みを強化します。 また時代に沿った内容となるように校則の見直しを行うなど、児童の健全な成長につながる取り組みを実施します。	教育推進課 安堵小学校 安堵中学校

■体験機会の提供

施策	内容	担当課
各種体験機会の提供	地域の農家の方々の協力のもと、トムロコシの収穫やえんどう豆の皮むき等を体験し、地元の農業や地元の農産物について学ぶ場を設けます。	事業課 安堵小学校
こどもの読書活動の推進	福祉保健センター内の図書室と連携し、親子で楽しむ、子育てに役立つ本を「Living Park キラリエ」に設置します。 また、児童・生徒の読解力向上に係る朝読書本の購入等を通して、こどもの読書活動の推進を図ります。	子ども家庭推進室 教育推進課



## 基本目標2

# こども・若者の夢を支えるまちづくり

### (1) こども・若者のキャリア形成への支援

こども・若者が希望を持って暮らしていくことができるよう、こどもの頃からのキャリア教育やキャリア形成に関する支援の充実を図ります。

#### ■キャリア形成への支援

施策	内容	担当課
キャリア教育の推進	将来、自身の希望に応じた進路選択ができるような児童・生徒一人ひとりのキャリア形成の支援に向けて、学校教育においてキャリア教育を推進します。	教育推進課 安堵小学校 安堵中学校
若者の就労支援	若者の早期離職の抑制に向けて、就業に関する相談支援機関の紹介や企業とのマッチングの支援、離職しても早期に再就職ができるよう関係機関と連携し、キャリア形成の支援を行います。	子ども家庭推進室 事業課
魅力ある仕事づくり	地方創生に係る取り組みと連携し、起業支援や事業継承支援等の推進により、魅力ある仕事づくりを進めます。	事業課
生涯学習の推進	生涯を通じた学びの場の創出を行うとともに、講座の実施等の情報について年代に応じた媒体で発信するなど情報発信の強化を行い、学習活動への幅広い年齢層の参加促進を図ります。	教育推進課

## (2) 自らの希望に応じた選択のための支援

若者自らが望む選択をすることができ、思い描く人生を歩めるよう、結婚に関する支援や子育て環境を充実させ、結婚や子どもを持つことの選択がしやすいまちを目指します。

### ■結婚を希望する人への支援

施策	内容	担当課
出会いや結婚への支援	<p>県の事業である、なら結婚応援団を周知啓発し、結婚支援へとつなげます。</p> <p>また、県の取り組みとの連携強化を図り、結婚へつなげる取り組みや新生活に向けた経済的支援等を検討します。</p>	子ども家庭推進室
新生活に伴う経済的支援	<p>若い世代に対し、結婚に伴う新生活に係る経済的な負担軽減施策を検討し、結婚・出産の希望の実現を支援します。</p>	子ども家庭推進室

### ■子どもを持つことを希望する人への支援

施策	内容	担当課
子育て関連施設等の整備	<p>安堵子ども園のトイレ改修（洋式化・乾式化）、給食室の改修（乾式化）、防犯・防災対策設備の設置、園内のバリアフリー化及び駐車場整備等を実施し、子どもが過ごしやすい環境づくりを進めます。</p> <p>また、「Living Park キラリエ」の駐車場整備や福祉保健センターの施設改修による利便性向上等、子どもとその保護者が快適に利用できるような環境整備を行います。</p>	安堵子ども園 子ども家庭推進室 安全安心課
子育てに係る経済的支援	<p>乳幼児・子ども医療制度（18歳到達年度末まで）や児童手当等、子どもの育ちや子育てに関する保護者の不安感や負担感を軽減するため、経済的支援を継続します。</p> <p>また、国や県の施策を踏まえながら、引き続き町独自の取り組みを検討します。</p>	住民課 子ども家庭推進室
切れ目ない支援の充実	<p>教育・保育の充実、各種子育て支援サービスの充実等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図ります。さらに、新たに実施する乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）においては、利用者が対象年齢外になった際の接続等の調整・配慮を行います。</p> <p>また、各種保健事業や小・中学校事業において、プレコンセプションケア※の概念を盛り込み、取り組みを進めます。</p>	健康福祉推進室 子ども家庭推進室 教育推進課 安堵子ども園 安堵小学校 安堵中学校

※ 若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこと。また、将来の妊娠・出産の希望に関わらず性や妊娠・出産に関する正しい知識を持つこと。

## 基本目標3

# 誰一人取り残さないまちづくり

### (1) 困難を抱えるこども・若者の支援

家庭環境等により、様々な支援が必要なこども・若者に対し、相談支援を実施するとともに、必要な支援が行き届く体制づくりを進めます。

#### ■様々な困難を抱えるこどもへの支援

施策	内容	担当課
ヤングケアラーへの支援	福祉、教育、医療等の関係者間の情報共有と連携を図り、ヤングケアラーの早期発見と各事例に応じた必要な支援を行います。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室 教育推進課 安堵小学校 安堵中学校
外国につながるのこどもへの支援	外国につながるのこどもが不自由なく成長できるように、保護者の使用可能な言語に配慮した情報提供を実施します。	教育推進課 安堵こども園 安堵小学校 安堵中学校

#### ■自殺対策の推進

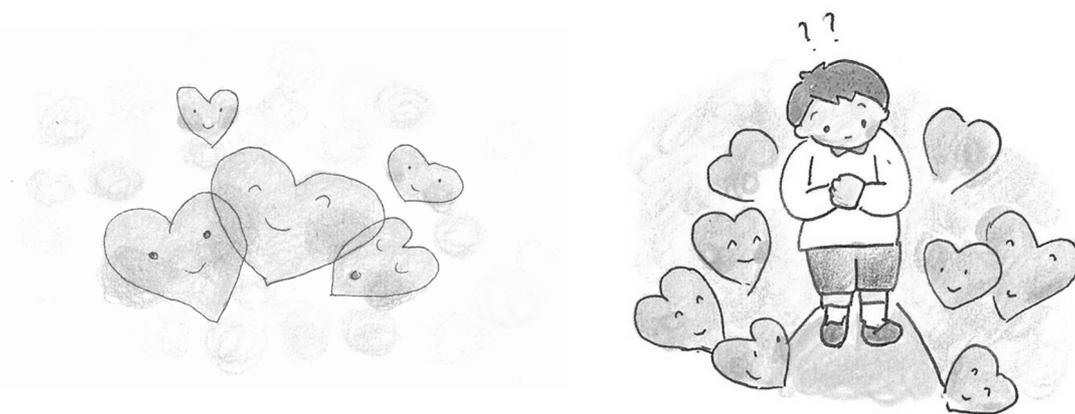
施策	内容	担当課
SOSの出し方に関する教育や命を大切にする教育の推進	児童・生徒が社会において様々な問題に直面した際に対処できるよう、自己肯定感を培い、他者を尊重できる人権感覚を育む教育活動を推進します。	教育推進課 安堵小学校 安堵中学校
各種相談窓口の周知	行政相談、人権相談、法律相談、DV相談、消費者相談、こころの相談室、教育相談等の様々な悩みごとに対する相談窓口を町広報や町ホームページ等で発信し、周知啓発を図ります。	総合政策課 安全安心課 健康福祉推進室 教育推進課 子ども家庭推進室
労働環境整備に向けた取り組みの実施	安堵町商工会や県相談機関等と連携し、勤務問題等を起因とする自殺リスクを減少させるための労働環境の整備の呼びかけを行います。	事業課

■いじめ・不登校への支援

施策	内容	担当課
いじめへの対応	いじめアンケートを定期的実施し、いじめの未然防止に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2へつなぎます。	教育推進課 安堵小学校 安堵中学校
不登校への対応	家庭訪問や教育相談の充実に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した取り組みを進めます。	教育推進課 安堵小学校 安堵中学校

■ひきこもりへの支援

施策	内容	担当課
相談支援の実施	ひきこもりの状態の人に対して、関係機関や相談機関等と連携し、訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援を実施します。 また、状況に応じて必要な支援や医療へつなぎ、社会的な活動への復帰を支援します。	健康福祉推進室 子ども家庭推進室
自立に向けた支援の実施	関係機関と連携し、ひきこもり状態の人に対する生活の立て直しや就労支援を行います。	健康福祉推進室 子ども家庭推進室 住民課 社会福祉協議会



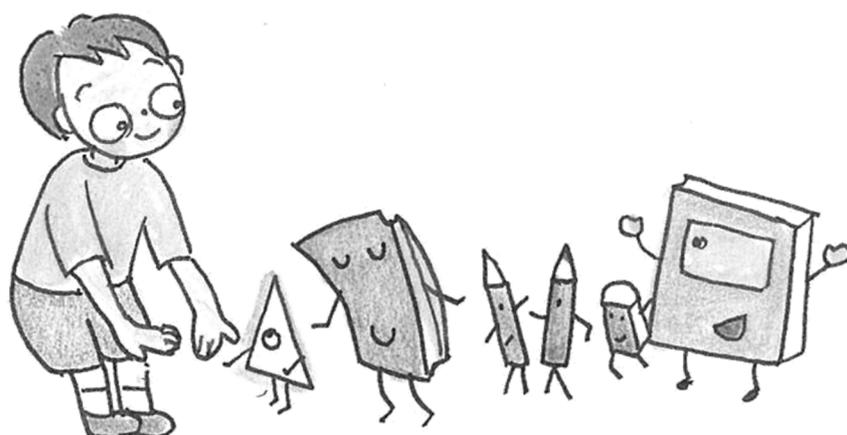
※1 臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童・生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人のこと。

※2 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、周囲の環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る人のこと。

## (2) こどもの貧困対策

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、親から子の世代へと貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援が必要な子どもや家庭の早期発見に努め、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

施策	内容	担当課
教育の支援	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う就学援助制度等、こどもの教育環境整備のための支援を行います。	教育推進課
生活の安定に資するための支援	日常生活自立支援事業や、相談窓口の周知等、生活困窮者に対する支援の充実を図ります。 また、母子・父子家庭に対して、児童扶養手当の支給や医療費助成等の経済的支援を実施します。	住民課 子ども家庭推進室 教育推進課
保護者の就労支援	県事業や就労関係機関と連携し、就業相談や就業支援に関する周知啓発を行います。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
食のたすけあい事業	特定非営利活動法人フードバンク奈良や公益社団法人日本非常食推進機構、民間企業から提供を受けた食材を生活困窮者へ提供します。	社会福祉協議会



### (3) 障害のある子ども・若者への支援

障害のある子ども・若者が障害の状況や発達に応じた適切な支援を受けることができる体制を整備し、健やかな成長を支援します。

施策	内容	担当課
特別支援保育の実施	支援が必要な園児に対し、支援保育教諭を配置し、日常生活の援助を行うとともに、他の子どもとの遊びを通して様々な経験や体験ができるよう支援します。また、療育施設の見学や施設職員の訪問・巡回相談を通して作業療法士から専門的な知識や園児への関わり方を学び、一人ひとりの子どもに応じた支援を行います。	安堵子ども園
保育所等訪問支援の実施	支援が必要な園児がいる子ども園等に訪問し、本人、保育士等の支援を行い、対象児の発達段階や特性を踏まえた関わり方等の助言を行います。	健康福祉推進室
児童発達支援センターの設置に向けた検討	児童発達支援センター設置に向け、西和7町及び関係機関で協議を進めます。	健康福祉推進室
医療的ケア児 <sup>※1</sup> 等に関する体制整備	医療的ケアが必要な児や保護者が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。	健康福祉推進室
就学指導委員会の実施	障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学を図るため、調査や相談、審議を行います。	教育推進課
特別支援教育の実施	特別な支援を要する児童に対し、学校に特別支援教育支援員 <sup>※2</sup> を配置するなど、一人ひとりが自分に合った方法で学習し、学校生活を送ることができるよう支援します。	教育推進課

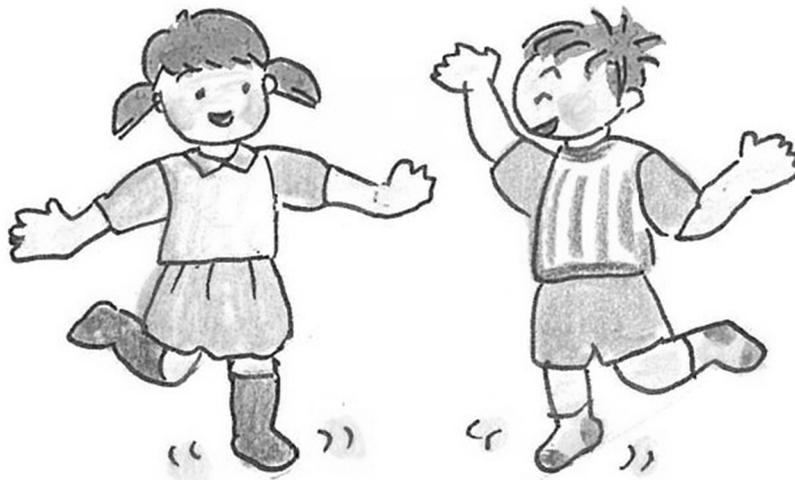
※1 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

※2 小・中学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりする人材。

## 数値目標

本計画の推進に向けて、数値目標を次のとおり設定します。計画最終年度を目標年度とし、各施策を推進していくことで、目標の達成を目指します。

項目	現状値 (R 7)	目標値(R11)
「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うこども・若者の割合	47.4%	70.0%
こども政策に関して意見を聴いてもらえていると考えるこども・若者の割合	8.3%	30.0%
安心できる居場所があるこどもの割合 ※小・中学生調査（令和6年度実施）結果	92.4% (R 6)	100.0%
自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合	60.9%	80.0%
今の自分が好きだと思うこども・若者の割合	63.3%	80.0%
今、自分が幸せだと思うこども・若者の割合	84.1%	100.0%



# 第5章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

本計画は、こども・若者に関する支援策を総合的・一体的に進めるものであり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用等の多岐にわたります。そのため、庁内の関係各課との相互連携のもと、総合的かつ効果的な施策の推進を図るとともに、国・県や関係機関と連携し、各種取り組みを実施します。

また、こども・若者への支援は行政だけではなく、地域が一体となって進めていく必要があることから、地域の関係団体や企業等と連携を図り、取り組みを推進します。

## 2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDC Aサイクル\*の考え方を踏まえ、庁内関係各課において計画の進行状況等の評価・点検を行うとともに、「子ども・子育て会議」において、施策の進捗状況・達成状況等についての評価・検証を毎年度実施し、計画の推進を図ります。



\* Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務等の改善や効率化を図る考え方の一つ。

# 資料編

## 1 用語解説

### あ行

---

#### ○アンガーマネジメント (p27)

怒りの感情をコントロールし、うまく付き合うための心理的なトレーニング方法のこと。

#### ○医療的ケア児 (p41)

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

#### ○ウェルビーイング(Well-being) (p 1)

身体的・精神的・社会的によい状態、幸福で満たされた状態のこと。

### か行

---

#### ○合計特殊出生率 (p 9)

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

#### ○子ども基本法 (p 1)

令和5年4月に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として施行された。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念のほか、「子ども大綱」の策定や子ども等の意見の反映等について定めている。

#### ○子ども・子育て関連3法 (p 1)

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことで、子ども・子育て支援制度の根拠法。

#### ○子ども食堂 (p33)

NPOや地域のボランティア団体等が主体となり、子どもが一人で利用できる、無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所。

## ○こどもの権利 (p19)

すべてのこどもが持つ基本的な権利。国連の「子どもの権利条約」では、こどもも一人の人間としての権利を持つ、「権利の主体」であるという考えのもと、「差別の禁止（差別のないこと）」「こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）」「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」「こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）」の4つの原則が定められている。

## ○こどもの貧困 (p1)

生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもの状態。

## さ行

---

### ○児童扶養手当 (p12)

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。

### ○スクールカウンセラー (p39)

臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童・生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人のこと。

### ○スクールソーシャルワーカー (p39)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、周囲の環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る人のこと。

### ○ストレスマネジメント (p27)

自身のストレスやその原因に気づき、ストレスの影響を軽減したり適切に対処したりするための方法や考え方のこと。

### ○SST (ソーシャルスキルトレーニング) (p24)

人との関わり方に困難を抱えるこどもや大人がコミュニケーションスキルや社会生活に必要なスキルを身に付けるトレーニングのこと。

## た行

---

### ○テキストマイニング (p25)

アンケート等の自由な形式で記述された文章を単語に分割し、単語の出現頻度や相関関係を分析する手法。本計画では、ユーザーローカルA Iテキストマイニングを使用。

### ○特別支援教育支援員（p41）

小・中学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりする人材。

## は行

---

### ○PDCAサイクル（p43）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返すことで、業務等の改善や効率化を図る考え方の一つ。

### ○プレコンセプションケア（p37）

若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこと。また、将来の妊娠・出産の希望に関わらず性や妊娠・出産に関する正しい知識を持つこと。

## や行

---

### ○ヤングケアラー（p2）

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のこと。

### ○要保護児童対策地域協議会（p24）

福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。

## ら行

---

### ○レジリエンス（p27）

困難やストレスに直面しても、それに適応し、立ち直り、成長する力のこと。

## 2 安堵町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業の実施にあたり、子ども・子育てに係る関係者等から広く意見を聴取するため、安堵町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げるもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(会長等)

第4条 会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長が互選される前に召集する会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども家庭推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第23号）

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第38号）

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 3 安堵町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

所属	氏名	備考
帝塚山大学 こども教育学科教授	石田 慎二	会長
奈良県中和福祉事務所長	山岡 正典	
安堵町議会議員・安堵町社会教育委員会代表	浅野 勉	副会長
安堵町区長会代表	辰巳 和秀	
安堵町主任児童委員	谷野 美保子	
安堵町主任児童委員	大川 育代	
安堵町PTA連絡協議会代表	藤尾 円	
安堵こども園愛護会代表	西村 舞子	
安堵町子ども会連絡協議会代表	堀江 真弓	
安堵町教育長	久保 茂樹	

## 4 策定経過

年月日	内 容
令和7年 9月4日～26日	【アンケート調査の実施】 ○こども・若者調査 ○小・中学生及び保護者調査
9月	【子育て支援に関わる機関・団体ヒアリング調査の実施】
10月31日	第1回 安堵町子ども・子育て会議 ・こども計画の概要及び制度の動向について ・こども計画素案の検討
11月28日～12月8日	【パブリックコメントの実施】
12月23日	第2回 安堵町子ども・子育て会議 ・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の確認

## 安堵町こども計画

発行年月：令和7年12月

発行・編集：安堵町 子ども家庭推進室

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 番地

TEL：0743-57-1591 FAX：0743-57-1592